

平成25年9月18日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	_____		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	中 村 桂 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	橋 本 芳 朗 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	桐 山 浩 治 君
生涯学習課長	竹 中 敏 明 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	喜 多 村 裕 子		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（栗田利朗君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第106条の規定により、3番 安田功君、4番 角田寛君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

議長（栗田利朗君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

2番（中村ひとみ君） 皆様、おはようございます。

一般質問に入ります前に、故衣斐弘修議員のありし日をしのび、ここ議場でお別れの言葉を述べさせていただきます。

「おっ、中村君、頼むぞ」といつも豪快に笑っておられた、あのすばらしい笑顔が今も忘れられません。体の不調を訴えられ闘病生活に入られたと聞き、全快されるのを心待ちにしておりました。余りにもひたむきな御性格のため、ついに病に倒れるところとなり、とうとい命までも奪われる原因になったのではないかと、今さらながら悔やまれてなりません。まだまだ多くのことを学ばせていただきかったのに本当に残念です。

最後に、偉大であった先輩の面影をしのびつつ、本町の発展と平安をお守りいただき、心より安らかなる御冥福を御祈念申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

それでは1点目、災害時要援護者避難支援事業についてお伺いいたします。

災害時にみずから身を守ることが困難な高齢者や障がい者をお持ちの方など、そういった方たちが適切に避難できる体制を整備することが喫緊の課題として各自治体に求められてきたことから、平成18年3月、政府の中央防災会議において、災害時要援護者の避難支援ガイドラインが示された具体的な避難支援計画の策定などの取り組みが市町村に要請されてまいりました。その後、政府は平成20年4月に自然災害の犠牲者ゼロを目指すための総合プランを作成し、各市町村において高齢者や障がい者など災害時要援護者の避難支援の取り組み方針として、全体計画などが策定されるよう促進をしてきました。

私は平成23年第6回定例会の一般質問におきまして、この政府が要請をしておりました災害時要援護者の避難支援の策定を垂井町でも行うことを提案いたしました。その当初は、個人情報保護条例による制約など、そういった課題がございましたが、その後、さまざまな角度から

検討を重ねていただき、本町では平成24年災害時要援護者対策事業という名称でスタートしていただきました。

町民の命を守る施策を最優先に取り組んでいただいていることに対しまして、深く感謝し、評価申し上げる次第でございます。そして本事業がさらに広く町民に浸透するとともに、いざというときに町民の命を守る実行力あるシステムとなることを願い、以下、お尋ねいたします。

1つ目に、現在の登録者人数の状況、並びに登録を希望されない方や未回答の方への登録推進の取り組み状況、現時点でどのようになっているのか、お伺いいたします。

2つ目に、要援護者の情報については各自治会、自主防災組織や民生児童委員の方たちと共有しているとお聞きしております。その体制は問題なく構築されているのでしょうか、お伺いいたします。

3つ目に、災害はいつ迫ってくるかわからない。要援護者の犠牲を最小限に抑えるために、誰がどこに避難されるかを具体的に定める個別計画の策定や名簿の整備は進められているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、第2点目、学校施設の耐震化についてお伺いいたします。

本町学校施設の耐震化につきましては、本年度中の耐震化率100%を目標に現在御努力をいただいております。こうした取り組みについての町民の皆様の期待は大変大きく、また高い評価の声もお聞きしております。

以前から、私は学校の耐震化については、建物本体はもちろんでございますが、建物だけではなく天井など、いわゆる非構造部材の補強もあわせて必要であると訴えてまいりました。文科省が公立小・中学校の体育館にあるつり天井について、安全が確保できない場合は撤去も含めた対応をとるよう各自治体へ通告するという方針がとられました。去る8月7日に公表された公立学校施設耐震改修状況調査の結果によると、全国の小・中学校で耐震性がない建物がいまだ1万3,000棟以上、つり天井を有する屋内運動場が6,000棟以上あることが判明いたしました。

一昨年11月の東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会における早急な対応を求める緊急提言を受けての方針決定であり、国立教育政策研究所の調査によると、こうした公立小・中学校のつり天井の半数が天井の揺れどめ対策などをしておらず、崩壊、落下しやすい構造であると発表しております。また、国土交通省でも建築基準法施行令や技術指針の見直しを検討し、体育館などに設置されたつり天井の耐震化を義務づける方針であるとの報道もされております。

本年3月議会で私が質問させていただきました。そのときの答弁で、学校教育課長は、本町においてはつり天井を有している学校は8棟あると答弁されておりました。そしてつり天井などの非構造部材の落下対策に関する調査や検討結果を踏まえながら、今後対応していくとの御答弁をいただいております。そこで以下、お尋ねいたします。

1つ目に、つり天井を有している8つの学校はどの学校でしょうか。具体的に御答弁をお願い

いいいたします。

2つ目に、今回の文科省の方針を受け、具体的にどのようなスケジュールで耐震化工事を続けるおつもりでしょうか。

3つ目に、このつり天井は吸音性、また空調の効果が非常に高いと言われておりまして、ホールや講堂などの施設にも使用されていると言われておりますが、本町の小・中学校の学校施設において、体育館以外につり天井が使われている施設があるのか、お伺いいたします。

4つ目に、御承知のとおり学校の体育館は地域の避難所にも指定されております。そしてその耐震性の確保が重要なことは改めて言うまでもございませんが、本町の学校体育館の全体の耐震化の状況と、そして今後の予定はどのようになっているのでしょうか。耐震化自体につきましては、平成26年度中に100%完了めどというふうにお聞きしておりますが、つり天井に関しましても、一日も早く完了していただきたい、そういった思いで質問させていただいておりますので、できるだけ具体的なスケジュールをよろしく願い申し上げます。

次に、3点目、選挙における公正な投票についてお伺いいたします。まず期日前投票に関してであります。

本町では、平成15年12月に初めて期日前投票が実施されました。平成16年7月の参議院選挙では、そのときの投票総数に占める期日前投票者の比率が9.88%、その次の平成19年の参議院選挙では16.31%、平成22年の参議院選挙では17.83%、そして今回7月の参議院選挙では25.11%と毎回ふえてきております。その理由は、不在者投票しかない時代に、その多忙のために棄権していた有権者を大変簡素化された投票制度のおかげで投票所に向かわせることができたためだと言われております。

そこでお伺いする1つ目は、期日前投票の際には、入場整理券を持参しても、本人確認のため宣誓書を書き込まなくてはなりません。高齢者や身障者など、投票所になれない方は投票所独特の雰囲気緊張し、宣誓書に書き込むのも時間がかかります。また、説明を受けなければならない場合もあります。高齢者や障がい者の方にとっては、さらに負担になるとのことでありました。

全国の多くの選挙管理委員会では、こういった負担軽減のための宣誓書を入場整理券の裏側に印刷して交付するとか、入場整理券と一緒に宣誓書を郵送するとか、また選挙管理委員会のサイトから宣誓書をダウンロードできることもあります。これらの方法で、事前に本人が宣誓書を記入して、それを持参して期日前投票できるようにしています。町民の評価も高く、投票所での事務手続も軽減され、そして何より投票率アップに貢献しているとのことでありました。そこで本町においても期日前投票について、事前に宣誓書を記入し、持参して投票ができるような方策を導入してはどうかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

2つ目として、投票所で高齢者が緊張の余り、誰に投票するつもりだったか忘れてしまうケースがよくあると伺いました。記入場所に立候補者の名前が書かれているのと思いますが、これも緊張のため、多くの名前が書かれている一覧表を見て、余計に焦る方が多いとも伺いま

した。そして、結局誰か思い出すことができず、白票を投じることもあるそうです。まことに残念なことであります。

そこで、このようなトラブルを防ぐ意味から、個人があらかじめ投票しようとして決めてきた候補者の正確な名前を記載したメモや、法定ビラを投票所に持ち込み投票することは、公職選挙法に特段の制限はないとの国の見解もあると聞き及んでおります。その実施の可否については、各選挙管理委員会の裁量と伺っておりますが、本町選挙管理委員会における御所見をお伺いいたします。

以上でございます。御答弁よろしくお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 中村議員の災害時要援護者避難支援事業についてお答えをさせていただきます。

第1点目の登録推進への取り組みと3点目の個別計画の策定につきまして、あわせてお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

町では、災害時に要援護者が円滑かつ迅速に避難する支援体制を整備するため、垂井町地域防災計画の一部である垂井町災害時要援護者避難支援全体計画を平成23年11月に策定いたしました。

この全体計画では、災害時要援護者の対象者を65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方、要介護3以上の方、身体障がい者手帳1・2級所持者の方、療育手帳所持の方、精神障がい者保健福祉手帳1級交付の方、その他地域において災害時に避難支援が必要と認める方と位置づけました。

次に、避難支援の体制を整備するためには、まず災害時要援護者の情報を把握することが重要であり、誰がどのように避難させるかといった内容を記載する個別計画の作成に着手いたしました。個別計画の作成では、災害時要援護者に対し、災害時における避難支援希望者を募る手上げ方式と、75歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方につきましては、本人の同意を得た上で、災害時要援護者台帳への登録を呼びかける同意方式で災害時要援護者の把握に努めてまいりました。同意方式で未回収の方には、民生委員の方をお願いし、戸別訪問をしていただきました。

このようにして収集した情報を台帳として整備し、マップも作成したところでございます。その結果、平成24年度対象者総数2,665名、登録者総数1,172名、登録率43.94%となりました。このうち75歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方では、対象者総数904名、登録者総数820名、登録率90.71%となりました。

現在、平成25年度新たに年齢要件に達した方などを対象に更新作業を行っております。前年度未登録の方へも案内を発送するなど、一人でも多くの方に御登録いただけるよう、今後も防災意識の高揚に努めてまいります。

次に、2点目の情報共有についてでございますが、災害発生時には災害時要援護者への情報伝達、避難誘導や安否確認、また避難所での生活支援を行うためには、災害時要援護者情報の把握と関係者間での共有が必要となり、平常時においては、見守り活動や地域における防災訓練などのツールとして活用されることが期待されます。したがって、これらの情報を自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、所轄警察署、消防署と共有しておくことが大変重要となります。そこで町では要援護者マップを添付した災害時要援護者台帳を4月には自治会へ、5月には民生委員・児童委員に、8月には社会福祉協議会、垂井警察署、不破消防組合へ配付させていただきました。

今後は台帳への登録を促進し、更新、整備を図るとともに、これらの関係機関と連携しながら、いかに共有した情報を有効に活用できるか十分協議し、避難支援体制の整備を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 中村議員の第2点目の学校施設の耐震化につきまして4点お尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

第1点目のつり天井を有している8つの学校についてでございますが、町内にあります垂井、宮代、表佐、合原、府中、岩手、東小学校の7つの小学校と北中学校の8校でございます。この8校の体育館が対象となります。

次に、第2点目の文部科学省の方針を受け、具体的にどのようなスケジュールで実施するかでございますが、目視等では確認できない天井裏の点検も必要となることから、専門業者による点検と、その結果に基づく耐震化工事の方法を決めていかなければなりません。

また、現在、文部科学省におきましても、体育館等の非構造部材の耐震化については不明確な部分も多く、基準も示されていない状況であることから、はっきりした事業計画をお示しすることはできませんが、国・県の動向を見ながら計画的に進めてまいります。

第3点目の学校施設における体育館以外のつり天井についてでございますが、学校校舎において天井が設置されている教室や会議室などは、つり天井が使用されております。

次に、第4点目の学校体育館の耐震化の状況でございますが、町内の小・中学校の体育館は全て耐震化は終了しているところでございます。学校施設の耐震化につきましては、引き続き児童・生徒の安心・安全を確保するとともに、防災機能の向上を図るためにも効率的な事業を実施し、限られた財源を有効に活用しながら、国・県の制度を最大限利用して実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 中村議員の3点目の質問でございます選挙における公正な投票についてを、選挙管理委員会の書記長も仰せつかっておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

御存じのように、当町の投票所の入場券につきましては、はがきの形式をとっておるところでございます。表には5名までの選挙人が記載することができるようになっております。裏面には、それぞれ投票に関する説明書きが記載されておるところでございます。

議員からの提案がございました宣誓書の事前発送についてでございますが、現状の入場券では余白スペースもございません。そういったことから、こういったことを実施するに当たりましては形式の変更が必要になってまいります。1人1枚のはがき形式にいたしますと、入場券の郵送の経費の増加、あるいは同封形式、封書にいたしますと封入作業の事務量、また当然封書でございますので、はがきよりも郵送料という経費がかかるといったこと。また、これらの形状を改変することによりまして、電算システムの改変に伴う経費が、特に電算の経費につきましては大幅な増加になることが予想されるわけでございますけれども、そういった経費の増加等のデメリットが発生するわけでございます。

さらに、一方では、御存じのように選挙につきましては、選挙執行経費基準法に基づきまして、それぞれ国・県から委託料といたしまして選挙の執行経費が交付されるわけでございますけれども、昨今、この法律の改正によりまして、前回の参議院議員の通常選挙から、この選挙経費が削減されておる状況にあるわけでございます。

確かに中村議員の御指摘のように、期日前投票率といたしましては上昇してきておるところでございます。しかしながら、各選挙ごとの全体の投票率を眺めた場合、主な理由といたしましては、若者の選挙離れ等の理由によりまして、投票率全体といたしましては低下傾向にあるということは議員も御存じのことと存じます。そうした状況の中で、こうした経費をかけ宣誓書を郵送するということが、本当に果たして投票率アップにつながるのかどうかというところ辺りが非常に疑問に残るところでございます。

それと、現在の公職選挙法上につきましてでございますが、あくまでも投票日は投票日が原則でございます。期日前投票につきましては、例外的に実施をされているという経緯でございます。そういった状況を踏まえる中で、宣誓書を事前に郵送するといった期日前を推奨するといった行為につきまして、今の公職選挙法上どうなのかというところも疑問になるわけでございます。こういった理由と、それから垂井町の有権者数、あるいは期日前投票者数の実態を踏まえても、当面につきましては、現行法上の投票日の当日の投票について主眼を置いて進めてまいりたいと考えているところでございます。

しかしながら、今後、期日前投票者数が40%、50%、60%という高い率になってくるようなことになると、当然期日前投票所の混雑も予想されることとなりますので、当然そうなりますと選挙自体のあり方も考えていかななくてはならないと。国のほうにつきましても、若干そういったニュアンスの発言をされておるところもございまして、そういったことで期日前投

票のあり方につきましても、総合的に検討していく必要があるかというふうに考えておるところでございます。

しかしながら、議員からいただいております選挙管理委員会のサイトからの宣誓書のダウンロードにつきましては、次回の選挙から進めるよう検討してまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞ御理解いただきたいと存じます。

次に、投票所へのメモや法定ビラの持ち込みでございます。

中村議員も国の動向をよく御存じでございます、これにつきましては国会でも論議されておりまして、メモ、あるいは法定ビラを投票所に持ち込むことにつきましては、今の公職選挙法上は何ら問題ございません。

しかしながら、これらを持ち込むことによりまして、候補者の誰に投票するかを故意に公表するような行動をとられるならば、それは被選挙人といたしまして氏名等の認知罪、あるいは投票関渉罪に公職選挙法上抵触するわけでございます。そういったおそれがございますので、片方では問題はないと言いつつも、こういった部分につきましては、投票管理者も含めて慎重な対応をしていく必要があるかというふうに思っておりますので、よろしくそのあたりも御承知の上、御理解をいただきたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

2番（中村ひとみ君） 前向きな御答弁ありがとうございました。

1点だけ再質問させていただきます。

学校の耐震化の関係でございますが、非構造部材の対策についてでございますが、先ほど課長のほうから国や県の動向を見据えてというお話がございました。新聞の記事のほうに、「文科省は、学校の建物本体とともに非構造部材の耐震化を2015年度中に完了することを目指しており、公立学校を対象とする非構造部材の落下防止対策で、実質的な地方負担が13.3%で済む交付金制度の活用などを働きかけている」とあります。実質的な地方負担は費用の13.3%で済む仕組みになっているというふうに書かれているのですが、この辺のところ、実際どうなのか、何か聞いておられるところがあるのか、ここも含めた上で動向というふうにおっしゃっているのではないかと思います、もう少し踏み込んだところを御答弁いただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 中村議員の再質問にお答えいたします。

今、お話のございましたように、文科省は2015年度、平成27年度中に早期に非構造部材の耐震化をとということでお話は来ております。そこで、今お話がありました交付金制度でございますけれども、来年度27年度におきましては、国庫補助残の起債を起こした場合に、その8割を

交付税措置するというので、そういったものを合わせて町の負担が13.3%になるものと考えております。

先ほども御答弁いたしましたように、国の動向を見ながらということで、こういった交付金制度も活用できるならば、活用しながら早期に進めてまいりたいということでございますので、よろしくお願いをいたします。

文科省のほうからは、この交付金の対象になる施設としましては、建築基準法の施行令が一部改正されまして、国土交通省において技術基準が制定をされます。その基準が天井の高さが6メートルを超えるもの、あるいは水平投影面積が200平方メートルを超えるものということの基準になっております。こういった基準に照らし合わせますと、先ほど各教室、会議室等できつり天井を使用していると申し上げましたが、こういったものは対象にならず、今のところは体育館が対象になるというふうを考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（栗田利朗君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳 理君） 議長のお許しをいただきましたので、3点にわたり御質問をさせていただきます。

まず第1点目、巡回バス「すこやか号」についてでございます。

まず平成24年度の「すこやか号」の乗降者数の実績について、データを整理したいと思っております。担当課からデータをいただきましたので、簡単に整理をさせていただきます。

昨年度1年間の乗降者数の累計は1万9,724名、運行日1日当たり約80人ほどの利用となります。また、昨年度の決算額における委託料は730万円ほどであり、1日当たりの経費はおおよそ3万円となり、利用者1人当たりの経費はおおよそ370円かかる計算になります。

この実績を踏まえて、年間2万人ほどの利用があることを多いと見るのか、少ないと見るのか、判断基準によって評価は分かれるところだというふうには思いますが、利用者の多くは免許証を持たれない高齢の方が利用されていると聞いております。例えて平成24年度の老人福祉センターの利用者数は年間1万7,000人になります。また、同センター前のバス停の降者数はおおよそ2,000人となっています。同センターを利用する方が、当然のことながら表佐地区の方が多くは言うまでもありませんが、表佐地区以外の方はこのバスを利用してお越しいただいていることは、他のバス停の利用者数よりもはるかに多いことから読み取ることができるかと思っております。

また、特に夏季、6月から9月は月曜日から金曜日まで連日の入浴が可能となり、1カ月におおよそ200の方がバスを利用されております。そのほかの期間は月・水・金が入浴日となりますので、1カ月におおよそ120人となります。月別の老人福祉センターの利用者数と「すこやか号」の利用者数は連動しているということがわかってきます。また、バス停ごとの乗降者数の月平均値から推測すると、巡回バスの利用者が定着化、一定の方が御利用されているということが読み取れるかというふうに思います。定着化した利用者にとって、路線に対する満足度

はかなり高いことがわかります。データから年間乗降者数の多いバス停は垂井駅や文化会館であり、これもまたJRの利用客や近隣のスーパー等の買い物利用客とも深く関連していることが推察できます。

さて、自家用車による交通手段をなくされた高齢者にとって、身の回りの買い物や病院等への通院に一番不便を感じておられます。現在丈夫で元気な方でも、大きな荷物を抱えての自転車による移動、また雨の日ともなればなおさら不便に感じておられることではないでしょうか。また健康に不安を抱えた方にとって、現在の「すこやか号」の利用ですら、バス停までの距離や買い物後の荷物の量によっては大変不安があると思います。

そこで、これまでの既存路線による巡回バスの運行のほかに、ドア・ツー・ドアに近い乗り合い型デマンド方式による送迎システムを導入する時期に来ているのではないかというふうに考えております。現在の巡回バスの時間帯ごとのデータを細かく分析し、運行本数やバス停の見直し、今後は有料化を見据えた巡回バスの抜本的な改変を考える必要があると思います。

一例を挙げれば、垂井町が所有する車の有効利用の観点から、垂井町デイサービスセンターの入所者の送迎時間以外となる空白の時間帯を利用し、センター所有のワゴン車によるデマンド方式の送迎なども検討に値するというふうに考えます。今後はさらに増加すると予想される免許証の返還による高齢者の足をいかに確保するかは、多様化する住民ニーズに応えるべきサービスの一つと考えます。

今後の自治体には、新たな地域交通システムを確立する必要が生じてきています。巡回バスと乗り合い型デマンド方式を併用しながら、町内の住民の足を確保することが大変重要となってきます。先ほども申し上げたとおり、利用者に応分の負担をお願いしなければいけないこともあわせて検討していただき、新たな地域交通システムの導入に前向きに取り組むお考えがあるのか、町長と担当課にお尋ねをいたします。

2点目、防災無線とメール配信についてでございます。

今月4日、午後に降った大雨に関する情報が防災無線を通じて入ってきたことについて、数点にわたりお伺いをいたします。

当日の午後2時ごろ、防災無線から流れた情報がどのような内容であったのか。当日の当時間帯には1時間当たり100ミリに迫る豪雨のために、窓を閉め切った屋内にいる状態で、なおかつ激しい雨音もあり、内容を聞き取ることができるものではありません。

通常であれば、すぐに防災無線メールの配信があるはずですが、しかし、それ以降、その内容に関するメール配信はございませんでした。その2日後、垂井町から配信されたメールは、町営住宅入居者募集の内容のものであります。なぜこの時点で防災無線のメールの配信がなかったのか、疑問が残るばかりか、住民の方々からは、なぜ、あのときこそ必要なのにと不安に感じて多くの方からお問い合わせがありました。システムのふぐあいなのか、あえてその情報だけをメール配信しなかったのか、担当課にお聞きをいたします。

現在、私は県による「ぎふ川と道のアラームメール」を登録しております。その当日4日午

後1時42分、大雨洪水・土砂災害警報発令以降、5日午前6時48分に警報が解除されるまで、計13回にわたり配信がありました。これで万全とは申しませんが、災害に係る情報はあえて過剰と思えるくらいでもいいのかと感じております。

垂井町では、これまでに防災無線の電波伝搬調査を実施してきました。その後、その防災無線に係る計画策定も余り進捗していないような状況を考えれば、防災無線の更新と垂井町の防災情報メールの配信を分けて考え、防災メールの配信だけを先行して進めるべきと考えます。現在のような中途半端に防災無線と連動したメール配信よりも、緊急時における防災にかかわる情報を適時的確に配信してもらったほうが、住民にとっては大変ありがたい情報となります。住民の安全・安心の観点からこのような考えを持ってメールの配信システムの確立の考えがあるのか、担当課のほうにお尋ねをいたします。

最後に、御当地キャラクターによる地域の活性化についてお尋ねをいたします。

昨年、垂井ブランドの認定が行われ、地域の特産、名品の数々が認定を受けました。その活用と知名度アップについて、これまでそれぞれのお店任せのように感じてなりません。もっと垂井町観光協会を中心にして、認定された方々同士の連携と戦略を考える機会がこれまでにあったのか、いささか疑問に感じるところであります。

担当課の現在のスタンスは、商売のお手伝いを行政が行うものではなく、それぞれのお店で努力していただくという考え方が目立ち、これでは垂井ブランドが持つべきステータス、すなわちブランドイメージがないように感じられます。行政みずから何らかの手段を講じ、積極的にPRをし、速やかに垂井ブランド確立に向けた努力が必要となります。

そこで、今では珍しくもなくなった方法の一つ、御当地キャラクターを登場させることはいかがでしょうか。キャラクターの話題性や知名度、さらにその後の活躍が大変重要となってきますが、今やどこに行っても愛らしいまちのキャラクターを持っていますし、まちのPRのために活躍をしています。ひこにゃんやくまモン、ふなっしーなど、全国区で活躍しているキャラクターもおります。

そこまでは行かないまでも、岐阜県下では知れ渡るキャラクターの登場が今待ち望まれるところでございます。垂井ブランド発信のお手伝いや近隣市町のイベントへの参加、垂井町をどんどんPRする元気印の存在となることに期待をしております。垂井町を活性化するために、御当地キャラクターをつくり出す試みに挑戦する意気込みが非常に大切になってきます。

また、キャラクター誕生に話題性を集めるような企画を講じて、町を挙げて取り組む姿勢も重要となります。キャラクター誕生後には、キャラクターを制作し、垂井町の知名度アップにつながるPRや垂井ブランドの売り込みをサポートしていかなければなりません。

例えてキャラクターと一緒にふるさと納税を推進し、その景品として垂井ブランドの商品を採用してはいかがでしょうか。垂井ブランドに新たな価値を吹き込み、垂井町の魅力と活力を生み出すきっかけとなるようなわくわくする展開に期待をしたいものです。ふるさと納

税を景品でつるやり方に批判もあるかとは思いますが、垂井ブランドの中には、以前に見られなかった商品も数多くあります。町おこしには次々と新しい企画を展開できるフットワークの軽さも、今の垂井町には必要なことだと感じております。今後、垂井町の飛躍のきっかけとなるような御当地キャラクターの登場に期待をしております。垂井ブランドの知名度アップの手段として、キャラクター開発、制作に積極的に取り組む意気込みを中川町長と担当課にお尋ねをいたします。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 藤埴議員から3点ほど御質問がございましたが、それぞれ担当から答弁させますけれども、私のほうからは、特に巡回バス「すこやか号」について、今のこういった社会情勢等を踏まえた上での考え方的なことを少し述べたいというふうに思います。

これからの公共交通のあり方ということに関するわけでありまして、これからの社会情勢というものを考えたときに、やはり超高齢化社会が迫ってくる。あるいは人口減少社会というような形の中で、今まである部分確立した一律的な都市化した社会というものをつくってきた。それがやはり成熟社会になっていく。もう変化していかざるを得ないという状況にあると思います。つまり、今まではどちらかという右肩上がり、一律的にやれば済んだ状態が、高齢化していく、あるいは人口が減っていくという中で、さまざまなニーズに応えていく多様化した、まさに成熟した社会をどうつくっていくかということにかかわってくるんだと思います。

そういった社会にあって、やはり高齢者の移動、足の確保ということとはとても大きな課題であるというふうに認識しておりますし、もちろんその移動の方法は、今現在公共交通、電車、バス、車等あるわけですが、車については個人の運転ということもあって、やはりある部分お年を召してくると運転することも危なくなってくる。そうしたリタイアした方をどう救済していくかということも必要な課題になってくるというふうに思います。

そこで新交通システムの導入という御提案でございますけれども、デマンドにつきましては、後ほど担当から詳しく説明があると思いますけど、やはりシステムの導入でありますとか、車両の確保、あるいはそういった運用ということに関して多額の費用がかかっておるのが現実でございます。また、これを導入しておる地域につきましては、やはり人口規模がある程度小さい、小ぢんまりとしたところで導入しておいて、やはり時間帯によって集中するというような状況になって、垂井町のような3万人規模の町においてこれを導入するというのは、かなり高額な負担を覚悟しなければならないということを思っております。

とって、やはり一方で今の高齢者の方々の移動を確保することにおいて、今の「すこやか号」の運行につきましてはかなり問題がある。もう導入してから時間もたっておりますし、見直すべき時期に来ておるといいうふうに認識をしております。

そこで、これからアンケート等をとる中で、このすこやかバスの運行につきまして改善を加

えていきたいと。車両の増加ももちろん念頭にはありますけれども、少しでも利便性のある、地域間をしっかりとつなげるようなものというような形の中で、今の状況を改善していく中で地域交通の足というものを確保していくという方向で考えていきたいというふうに思っております。

これからの社会を築いていく部分での交通手段というものを、地域をつなぐということも必要な状況になってくると思います。今、垂井町は校区という地域のつながりが非常に強い中にありますので、こういった中で移動できる、基本的には、やはりお年寄りが元気でいつまでもみずからの足で動けるといことがとても大事になってくると思います。そういった体制をつくっていくことも大事になりますし、それを補完する意味で、交通手段としてのバスというものを考えていけたらというふうに思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

他3点につきましては、それぞれ担当から答弁させますので、よろしく願いいたします。
議長（栗田利朗君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 藤壇議員の1点目の巡回バス「すこやか号」について、デマンド方式併用によります交通システムの導入の考えについてお答えをしたいと思います。

巡回バス「すこやか号」につきましては、町内の公共施設を中心に、その利用促進を目的に、コミュニティーバスとして平成16年から現在のルートで今日まで運行いたしております。これまで利用者の利便性向上及び安全性の確保を目指しながら、ルートや、あるいは停留所、時刻表の見直しを図るとともに、車両の変更なども行ってまいりました。

議員御存じのとおり年間約2万人の利用者がございまして、JRの利用者、病院、あるいは表佐の老人福祉センターによります入浴、それから買い物などが主な利用目的ではないかというふうに把握をいたしております。

そこで御質問のデマンド交通システムについて少し触れたいと思いますが、主な利点につきましては、住民の皆さんが希望する場所から目的の場所までその移動を提供できまして、一言で申し上げるならば、タクシーの利便性をバス並みの料金で実現できるサービスであると、そのように認識をいたしております。

先ほど町長も少し触れましたが、近隣の市町ではデマンドバスを試行的に運行されておまして、その状況をお尋ねする限りでは、平成25年度の予算ベースでかなり高い、数千万円に及ぶ膨大な費用がかかっておるそうでございます。仮に現行の垂井町の無料バスを有償にいたしまして、そしてまた国や県の補助金制度を活用したとしても、デマンド交通は現在の垂井町が運行しております路線バス方式よりも多額の持ち出しが必要になってくるのではないかというふうに予測をしております。

さらにデマンド交通システムにつきましては、同じ時間帯を予約した利用者がある場合に、その都度別の利用者が待っている乗車場所に立ち寄りながら、それぞれの利用者を目的のおりる場所まで送迎するシステムでございます。希望した時間に目的地に行くことができるといっ

た利点もあるわけですが、事前に予約が必要であること。そしてまた利用者がふえればふえるほど、その目的地まで直行できなくなってしまいまして、希望した時間帯に到着できないといった、必然的に利用できる可能者数は路線バスと比べると非常に少なくなる側面もあるんじゃないかと、そのように考えております。

実際にデマンド交通システムを導入いたしております例を見ますと、これも先ほど町長が申しましたが、比較的規模の小さい町や村で運行されておる例がございまして、垂井町のように人口が約3万人に及ぶ町では、仮にデマンドを導入いたしますと、非常にたくさんのバスの確保も必要になってくるのではないかと、そのように考えております。走るルートに関しましても、非常にスケジューリングが大変複雑になってまいりまして、下手をすれば専属のオペレーターの確保と運用コストもかかるようでございます。

したがいまして、御提言にもございましたが、有料化も視野に入れながら路線バスの利用者を今以上に多く確保いたし、その採算を上げることができないか十分検討する必要があると思っております。近々になりますけれども1,000人を無作為抽出いたしまして、日常の移動手段、移動状況、あるいは利用頻度及び満足度などについてアンケート調査を実施いたすこととしております。このように町民の皆様の御意見を把握させていただきまして、そしてまた本日の議員の御提言も踏まえた上で垂井町の公共交通のあり方について検証してまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから2点目の防災無線と切り離れた防災メール配信についてのお尋ねでございます。

まず初めに、御指摘がございました去る9月4日になりますけれども、大雨の際に流れました屋外放送についてでございます。当日の午後1時43分に垂井町は大雨洪水警報の発令を受けまして、全国瞬時警報システム、俗にJアラートと言われておるものでございますが、それが自動起動いたしまして屋外放送が流れてしまったというものでございます。

このシステムにつきましては、震度5弱以上の地震、あるいはゲリラ等によります攻撃、弾道ミサイル攻撃及び大規模テロなど多種の大災害が発生、もしくは発生が予見される場合に防災無線を自動で起動いたして、いち早く住民の皆さんに伝達かつ安全確保のために行動をとっていただくことを目的に、国が整備をしておるものでございます。

そこで自動起動した原因について触れさせていただきますが、他市町村も同様、気象台が御存じのとおりことしの8月30日から運用開始いたしました特別警報の新設に伴いまして、ソフトウェアのバージョンアップを行いました。その際に自動起動の設定が入ってしまったというために警報の放送が流れたということでございますので、御理解賜りたいと思います。

さて、御提言の防災無線とメール配信システムを分けて運用してはどうかといった御提言でございますが、防災無線とメール配信システムは、実は連動いたしておりません。屋外放送を流す際には、私どもの担当職員が放送内容をそれぞれメール入力いたし、予約の配信を行っておる現状でございます。

元来、このメール配信システムの目的は、繰り返すまでもなく屋外放送の難聴対策として導

入したものでございまして、原則、屋外放送を行わない内容の配信は控えさせていただいておりますということでございます。

そこでお尋ねの防災情報の提供につきましては、例えば防災、あるいは観光情報、あるいは子育て及び福祉情報等々、またそしてごみの収集の情報など、各種のカテゴリー別に住民の皆様がこれは欲しいんだといった情報をメールで受信できるようにシステムを見直ししてまいりたいと、そのように考えております。そういったことで御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 藤埴議員の3番目の垂井ブランドの知名度アップの手段としてキャラクター開発、制作に積極的に取り組む意気込みがあるのかといった御質問についてお答えをさせていただきます。

垂井ブランド認証事業につきましては、町で生産されたすぐれた産品を垂井ブランドとして認証し、情報の発信、販売の促進、関係事業者間の連携強化の推進、垂井町のイメージの向上及び地域経済の活性化を図るため昨年度から始めた事業で、昨年度11事業者33品を承認いたしました。町といたしましても、垂井ブランドを町内外にアピールすべく、ふれあい垂井ピアでの認証式や各種イベントへの出店案内、各種パンフレットでの紹介、町イベントでの使用などをブランド認証事業者に限って紹介するなど、ブランドイメージの向上に取り組んでまいりました。また、ブランド認証事業者との会話を本年5月に認証後におけるブランドの活用状況等について意見交換会を開催いたしました。

本年度におきましても、継続してブランド認証を行うべき垂井特産品の認証委員会を7月に開催いたしましたが、会議の中で、町に対するブランドのさらなるPRを求められたのと同時に、事業者みずからが情報発信をしつつ取り組んでいく必要があるといった意見も出されました。本年度はこういった意見も踏まえ、認証事業者の情報発信力も重要な審査項目として見直し、9月末を締め切りとして募集をしているところでございます。

本事業は昨年度から始まった事業であり、PR方法についてもまだまだ改善の余地があるとは認識しておりますが、行政と認証事業者が一体となり進めていきたいと考えております。今後、意見交換会を定期的で開催し、事業者の士気高揚に努めていきたいと考えております。

また現在、全国各地に御当地キャラクターが存在し、その中で行政が扱う有名なものとしたしましては、議員も言われる彦根市のひこにゃん、熊本県のくまモン、岐阜県では多治見市のうながっぱなど等があり、時にはゆるキャラと呼ばれるその風貌は、見る方々に大きなインパクトを与え、それぞれのまちのPRに一役買っております。

しかし、この御当地キャラクターの中には、千葉県船橋市にある非公認ということで、御当地キャラクターのふなっしーなど、行政が扱わない地域の皆さんによる御当地キャラクターが

多数見受けられます。ひこにゃんやふなっしーなど、御当地キャラクターに人気が出た場合は、その経済効果はかなりのものがあると聞いており、町PRのため御当地キャラクターを活用することの有用性は認識しておりますので、今後検討していきたいと考えております。

また、垂井ブランドをふるさと納税等の特典として活用することにつきましては、新たな発信方法の一つとして関係課と調整をしながら検討していき、今後とも垂井ブランド認証事業の本来の趣旨でもある町のイメージ向上のため取り組んでもらいたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳 理君） 御答弁ありがとうございます。

巡回バスについて、先ほどアンケートをとられるということで、このアンケートは1,000人が適正なのか、あとは対象者がどのぐらいのところにうまく持っていかれるのかということによって相当数値に差が出てくるのかなあというふうには思いますので、やはり高齢者を中心とした世代に向けてのアンケート調査であってほしいということでございますので、その点について、まず伺わせていただきます。

確かにコストがかかるデマンド方式ではございますが、やはり先ほども申し上げたとおり、町所有の車を有効活用するというようなことも考えていけば、多少なりとも原価を下げていることもできるのかなあというふうに思いますし、当然のことながらタクシー業界との競合ということも考えられますので、その点についても何らかの形で委託なり、受託なりというような形で事業をやっていっていただくような方向に考えていくというのも大切ではないかなあというふうに思います。車の持ち込み等も会社のほうでお願いするというような方式も当然考えられようかと思っておりますので、その点も御検討をいただく対象にはなるのではないかとということでお尋ねをさせていただきます。

最後に、御当地キャラクターのことですけれども、やはりこれは僕は作り出すところから、いわゆる生まれてくるところから行政がしっかりと携え、できれば若い方々に多く参加をしていただけるような方式、また実行委員会等もそうした方々をメンバーにとり加えながら進めていけるのはいかがなものかなあというふうに思っております。

私の友人でもあります不破高のPTAのほうを手伝っておってくれる方もおります。不破高生の中で、そのような実行委員会をつくりたいというような思いを持っておられるというふう聞いておりますので、その点についてもそうした方々と一緒になって、いわゆる住民協働のまちづくりではないですけれども、キャラクターづくりに励んでいくという担当課の姿勢があるのかどうかをお伺いいたしまして、再質問とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 藤墳議員の第1点目の巡回バス「すこやか号」の関係で、アン

ケートをとる相手方の年齢別によっては状況が変わるんじゃないかといったお尋ねがございました。

現在、アンケートを実は印刷しております。それで1,000人の対象につきましては、既に電算室のほうに無作為抽出の依頼をかけたところでございますが、きょう現在でございますが、16歳から29歳まで約21.7%を対象に抽出です。それから30歳から59歳まで39.1%の抽出をしております。60歳以上につきましても39.1%といったようなことで、こういった大体2割・4割・4割の割合で抽出をしております。当然ながら年齢層はもちろんのこと、男女比についても全て公平になるようにというようなことに心がけておりますので、そういったことで御理解賜りたいと思います。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 藤埴議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目のデマンドバスですが、余っている車両を有効にという、例えば社会福祉協議会のバスというお話でしたが、単純に考えてみれば、社協が使っておる送迎バスも、使う時間帯はやっぱり朝とか、そういう時間帯は皆さんが必要とされる時間帯に集中していると。それを恐らくデマンドが頻繁に利用されるときに回すのはまず無理であろうということが推測されると思います。しからばどうするか、やはり車両をふやすしかない。あるいはそのシステムをどうつくるか。先ほど言いましたように、膨大な何千万円という経費をかけて運用していくということになりますので、そこら辺はやはりちょっと一考する必要があるのかなあと。垂井町に合った形の中で交通システムというものを考えていきたいというふうに考えております。

もちろん、デマンドを全く最初から否定ではなくて、そういったいい面も考えながらということではありますが、今のところ他市町の状況等を見る限りちょっと難しいというのが、私が今持っている感想であります。

2点目のキャラクターについてですが、議員が先ほど質問の中にありましたキャラクター誕生に話題性を集めるような企画を講じて、まさにこの部分を行政がどうかかわっていくかということでありまして、今、お話を伺いますと、不破高生がそのキャラクター制作に向けて動き始めようとしておる。大変結構なことかと思えます。それはそれとしてやっていただく中で、また町は町として、町の公認のキャラクターをつくるのであれば、やはりそれなりのやり方というものが出てくると思えますので、その中にまたかかわっていただく方法も出てくると思えます。

先ほど例として出しましたけれども、ふなっしーなどは船橋市が全く関係なく一般公募というか、非公認という形で、その動きが非常にユニークで頑張っておりますし、もう引退しましたけれども、岐阜市柳ヶ瀬商店街のやななも、まさに行政ではなく商店街が動き始めたといった形。そういったものがいろんな形で絡み合う中でキャラクターが外に向かってアピールできればいいと思えますし、もし行政がそれを、検討していきますけれども、やるのであれば、最

初からつくる時点から話題性を集めるような形で取り組んでいく必要があるという認識はしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（栗田利朗君） 1番 江上聖司君。

〔1番 江上聖司君登壇〕

1番（江上聖司君） 一般質問に先立ち、去る8月31日に御逝去されました故衣斐弘修議員に対しまして、謹んで哀悼の意を表します。また、長きにわたり垂井町発展のために御尽力されましたことに敬意の念を表したいと存じます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

2020年夏季のオリンピック、パラリンピックの開催地が日本、東京に決定いたしました。そのプレゼンテーションのすばらしさは記憶に新しいところであります。しかし、プレゼンテーションのすばらしさはもちろんのこと、東京が安全な都市である、この事実が重要なキーワードであったと言えます。それほど安全とは大切なものであります。

さて、そこで本町が目指す安全・安心の町づくりの中から、防犯対策について3点お尋ねをいたします。

まず第1点目ですが、子供を犯罪から守るためには、個別での守りには限界があります。地域と連携を図る防犯対策が必要であります。この点については、既に地域の皆さんが参加して防犯に取り組まれております。町としては、今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

次に、2点目ですが、公共施設への侵入を防ぐ防犯対策についてお尋ねをいたします。

役場庁舎や学校など、公共施設には金品だけではなく多くの人の個人情報など、厳重に管理しなければならない財産があります。公共施設への不正な侵入を未然に防ぐことは重要課題であります。

近年では、コンビニなどの入り口に取りつけられた防犯カメラの解析により、容疑者を特定した例は後を絶ちません。防犯カメラなど、防犯システムがあるという事実が大きな犯罪抑止力になるのであります。限られた予算の中で比較的安価に設置できる防犯カメラの導入の検討もあわせて、公共施設へ侵入を防ぐ対策についての考えをお尋ねいたします。

また、地方自治法が2000年に改正されましたが、改正前、防犯は自治体の固有事務として明文化されておりました。つまり、地方自治体は法律に基づき、防犯に関する施策を行う義務がありました。しかし、2000年の改正後は、国や都道府県から地方公共団体の機関に委任される事務、機関委任事務が廃止され、国が本来果たすべき役割にかかわる事務であり、国においてその適正な処理を確保する必要があるとして、特に定めたものである法廷受託事務と地方公共団体の処理する事務のうち、法廷受託事務を除いたものである自治事務に整理をされました。

防犯は自治事務として扱われており、地域の実情にあわせて行うものとして、法令に基づいた義務ではなくなりました。すなわち防犯施策を維持運用するためには、トップみずからが防犯の位置づけを明確にし、必要な支援をすることこそがかなめになるのであります。

そこで3点目であります、情報セキュリティー対策についてお尋ねをいたします。

コンピューターの普及による行政の情報化に伴い、大量の情報資産がネットワーク上に存在することになりました。不正アクセスや情報資産の破壊、個人情報の漏えいなどの脅威に対する情報セキュリティー対策が重要課題となっております。このような状況の中、情報セキュリティーポリシーを定め実施している自治体がありますが、本町についてはどうなのかお尋ねをいたします。

この3点について、町長が日ごろから目指しておられる安全・安心のまちづくりに欠かせないことですので、中川町長に答弁を求めます。さらにあわせて、できる限り情報を町民に開示し、町ぐるみで取り組むことこそが最大の防犯になると思いますが、この点についての考えをお尋ねし、私の一般質問といたします。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 江上議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

3点ほどございましたけれども、後ほど担当から答弁をさせていただきますが、私は防犯と地域のかかわりということについてお話をさせていただきたいというふうに思います。

当地は交通の要所であります。交通量が非常に多い、人が行き交うところであります。当然にいろんな犯罪が発生しやすい場所でもあります。

そういった中であって、地域を犯罪から守る警察力ももちろん必要であります、そこに住む人々の防犯意識というのも非常に大切なものがあるというふうに思っております。現在、郡の防犯協会、県の下部団体になりますけれども、これを立ち上げ、各種団体がかわる中で、防犯体制というものをみんなで築いている、協力しながらやっておるというのが現状でございます。

また、この防犯という部分とあわせまして、これは青少年健全育成等でもお話をしておるんですけれども、あいさつ運動というものがございます。この挨拶をする、要するに地域住民が誰彼なく挨拶ができる体制、これがやはり町の活力にもつながりますし、ある意味で犯罪を犯そうとする者の事前抑止につながっている部分があるということから、挨拶等をしっかりとすることを展開していくということも大事であるというふうに考えております。

また、議員が御指摘ありました防犯カメラの設置についてであります、現在、垂井駅にもついておりますが、平成14年からつけ始めたところでございますけれども、自転車等の関係があつて、警察からも再三いろいろな形で要望があり増設をしております。その費用は決して安価なものではございません。各施設にこれを全て展開していくとなると、費用的にはかなり厳しいもの、膨大な金額になってくるのが予測されます。したがって、施設等の管理につきまして、やはり管理者における防犯体制の管理といいですか、その管理体制をしっかりとしていく、構築していく、ハードではなくソフトの部分も含めて対応していくことが必要ではないかというふうに考えております。

それから、最後に防犯に関する情報の開示ということがございましたが、これは不審者等が出た場合に屋外放送等を通じて連絡するというものかなあというふうに受け取ったわけがありますけれども、現在PTA等はそういった配信メール等行っておりますし、今後、先ほど質問がありました形の中で、そういった地域の安全に関する部分のメールというものも検討課題に入ってくると思っております。

また、現在、実際に岐阜県警の防犯メールというものがありまして、その中には垂井署、あるいは大垣署を選択して情報を得ることができます。私もそれに登録しておりますが、垂井町どこどこで不審者が出たとか、そういう情報が警察の防犯メールを通じて入ってくるような状況にあります。こういったことも広報をしながら多くの方に利用していただくことも大事なことかなあというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

細部につきましては、担当から答弁をさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 生涯学習課長 竹中敏明君。

〔生涯学習課長 竹中敏明君登壇〕

生涯学習課長（竹中敏明君） 江上議員の安全・安心のまちづくりを目指す本町の防犯体制について問うという御質問の1点目でございますが、子供を犯罪から守るための地域との連携による防犯対策についてお答えをさせていただきます。

教育委員会では、垂井町教育ビジョンの中で、地域で子供を育てる環境づくりの推進、また挨拶、声かけから始まる青少年健全育成への取り組みを掲げ、学校、家庭、地域が一体となって安全で安心な居場所を提供することや、地域社会全体で見守り育てる環境づくりに努めるとしてあります。実際に保護者、老人会、NPO法人などの団体、多くの地域の方々にボランティアとして児童の登下校につき添い、安全を見守る活動をしていただいております。また、地域の方々の協力を得ながら、各地区公民館を拠点に子ども教室が開催され、子供たちの居場所づくり、地域とのつながりをつくっております。

町長から答弁がありました。挨拶、声かけ、これらの活動の推進を通じて地域の方々とのかわりで見守り、これがあることから不審者を排除していく効果もあり、子供たちの安全・安心につながっております。

今後も引き続き学校、家庭、地域が連携して、子供を犯罪から守るための防犯対策の推進や、これからの社会を担う子供たちがたくましく育っていく環境づくりに努めていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようによろしく願いをいたします。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 私のほうからは江上議員の2点目の質問、防犯カメラの設置、それから情報セキュリティ対策について答弁させていただきます。防犯カメラの設置につきましては、町長の答弁と重複する点もございますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

防犯カメラを設置してはどうかというお尋ねでございます。

先ほどの町長の答弁にもございましたように、公共施設への設置状況といたしましては、垂井駅の駐輪場、あるいは自由通路橋、駐輪場に設置をそれぞれしておるところでございます。この防犯カメラの設置による効果でございますが、自転車等の盗難届の減少など、それなりの効果はあるものでございます。

しかしながら、町内には多数の施設がございまして、全ての施設への設置につきましては、相当数多くの防犯カメラの設置が必要になってまいります。当然カメラも安価ではございません。そういったことから算出してまいりますと膨大な経費に上るというようなことから、財政的にも非常に難しい状況ではあることは事実でございます。

しかしながら、昨今そういった防犯カメラを設置している自治体も多いわけでございますし、私どもも設置しておる実態がございまして、今後、財政的な部分と照らし合わせまして、そういった防犯カメラというものの導入につきましても、一つの防犯対策としては検討していく一つの手法かなというふうに思っておるところでございます。

しかしながら、公共施設の防犯対策でございますけれども、従来は、それぞれ公共施設は公共施設の施設管理者、あるいは職員等で管理するというような過去からずっとこれはございました。そういった経緯を踏まえていきますと、やはり今そういった機器に頼ってしまって、みずから防犯能力を高めるといった認識が非常に希薄化してきておるのではなかろうかなという、ある一面でございます。そういったことを踏まえますと、今後、機器の設置はもとより、各施設管理者と職員それぞれの防犯意識、体制の構築、それからやはり今後必要になってまいりますのは、地域の皆様方とどうやって協働してそういった公共施設を見守っていくかということも、一つ協働という観点からは必要になってこようかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、施設管理者等々におきまして施設の管理を行っていくことは、原則はそういった基準が必要だろうというふうに思っております。

なお、町には、昨今廃棄物の不法投棄が非常に多くなってまいりまして、そちらを監視するための移動式カメラを所持しております。その移動式カメラを状況によりましては、防犯カメラとして活用することも手法の一つかなというふうに考えておりますので、また活用についても検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、3点目の情報セキュリティーポリシーの関係でございます。

当然、昨今このコンピューターが普及してまいりまして、そのセキュリティーにつきましては当然のことございまして、垂井町におきましても、情報セキュリティーポリシーにつきましては策定をして実施をしております。

これには垂井町の情報セキュリティーの基本方針と垂井町行政全般における情報セキュリティー対策基準が規定をされておるところでございます。その中には当然ウイルス対策や情報資産の破壊、あるいは個人情報取得を目的とした不正アクセス対策を実施するものが規定をされておるところございまして、その規定によりまして、全てのコンピューターにはウイルス対策ソフトを適用させていただくなり、また常に最新の状態でチェックしているという状況で

ございます。

また、外部との接続部分につきましては、ファイアウォールと呼ばれる機械を中間に設けまして、不正アクセスを防止する装置を設置し、大きな個人情報の漏えいを守っておるところでございます。そういったことでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 1番 江上聖司君。

〔1番 江上聖司君登壇〕

1番（江上聖司君） 再質問をさせていただきます。

先ほど、町長のほうから非常にコストがかかるんだというお話でございましたけれども、やはり私は犯罪抑止力、そのためには具体性が必要だと思うんですね。例えば、そこにカメラがついていることによって思いとどまるといいますか、そういったことがあると思うんです。それで、先ほどソフトで管理をする体制を整えるというふうに御答弁いただきましたけれども、どのように具体的にそれをされるのか。

それともう1点が、個別の会社の名前は差し控えますけれども、警備保障会社ですね。いろいろあると思うんですけれども、そちらと比較したときに、カメラを設置することによってどれぐらいのコストの差が出るというふうに考えておられるのかということ再質問いたしまして、私の質問を終わります。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 江上議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、防犯カメラのコストに関する部分、財政的な部分は後ほど話があると思いますが、細部にわたってまいりますけれども、今垂井駅、どんどん今増設をしておる状況で、台数が現在でもう20台設置しておるような状況でございます。それにかかっております費用は1,000万円を超えておる。今年度、平成25年度で増設をしておりますので、そういった部分を踏まえますと、やはりもう1,000万円を超えておる状況にあります。当然に警備会社等を使えばそういった部分は済むかというふうに思いますけれども、施設が全てかかってきますし、今現状で敷地内全てをやっておるわけではなくて、集中してやっておる状況にありますので、もし仮に意図を持ってやられた場合には、その防ぎようがないのが現状でございます。

そこでソフトという部分では、しっかりと施錠、戸締まりをする、管理をする、防犯に遭わないように物は置かない、あるいはそういった侵入経路には対策を講じるといったことが一つ考えられてくるものというふうに思います。人が犯す罪でありますので、これを対策していくには、やはりいろんな角度から対応していくことが必要かと思っております。そういった観点でソフトの対応ということを申し上げたところでございます。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 江上議員の財政的な部分の再質問でございますけれども、今年度垂井駅、それから自由通路橋等に設置しましたカメラの台数、10台ほどでございますが、その経費につきましては500万円ほどの経費がかかっておるところでございます。

それと警備保障会社の関係でございますけれども、今私が認識しておりますのは400万円から500万円ほどでございますので、そういったことを踏まえますと、町内全域、ありとあらゆるところにカメラを設置いたそうと思えますと、もう500万円とか1,000万円の世界ではなくなってくるということでございますので、その点から、カメラにつきましては、万全を期することになりますと膨大な費用がかかかりますので、そういった点で御認識をいただきたいと存じます。

私のほうからは以上でございます。

議長（栗田利朗君） しばらく休憩いたします。

再開は10時50分といたします。

午前10時31分 休憩

午前10時50分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

10番 広瀬文典君。

〔10番 広瀬文典君登壇〕

10番（広瀬文典君） 一昨日の台風18号、祝祭日にもかかわらず対応していただきました町幹部並びに職員の皆さん、そして消防関係の皆さん、大変お疲れさまでございました。幸い大きな災いはなかったと聞いておりますが、最大の被害者は、当日楽しみにされておりましたふれあい長寿フェアのお年寄りの皆さんではなかったかなというふうに思っております。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

大きくは2つございます。そのまず1番目、ごみ処理対策についてお伺いをいたします。

ごみの清掃処理事業は、地方の自治体にとっては最も重要な施策の一つであります。我が垂井町におきましては、年々増加し続けるごみ、また最終処分場のこと、そして焼却施設の経年化などの問題に直面したところであります。

平成15年に資源回収を除くごみの量は約8,300トン、それが平成19年には9,300トンと4年間で1,000トンも増加いたしました。それに伴い、クリーンセンターの焼却灰の排出量も1,000トン近く増加したということになります。その結果、埋め立て灰の許容量に迫るようになり、これが緊急の課題となり、そのような状況の中で、垂井町はみんなでごみ問題について考え、ごみの減量化に向けて平成20年度から本格的に取り組みを始めたところであります。ごみ減量化の意識の啓発、そして資源化の促進、また生ごみの減量化等を推進し、循環型社会を目指すということにしました。そして、平成21年にはごみ袋の大幅値上げも実施しました。そして、平

成19年に8,200トンほどありました可燃ごみです。これは昨年は7,100トン余りに減少しております。

さてここで、一方、ごみ処理にかかる経費でクリーンセンターに係る経費の推移を見てみますと、平成19年度には2億200万円かかりました。それが平成24年、昨年度ですけれども2億7,000万円と年々増加傾向にあるということでございます。焼却灰の外部搬出の経費の増等もありましょうが、住民の皆さんから言えば、当時のごみ問題の状況からして、またそれこそ灰として消えてしまうものに多額のお金をかけることへの疑問から、あえてごみ袋の値上げの負担のふえることを受け入れ、そして分別回収を進め、家庭ごみの減量化に努めているこのような中で、経費が増加していることに素直に理解できる住民の皆さんは少ないのではないのでしょうか。

ごみが減少しているにもかかわらず、経費が増加している状況について、どのような理由なのか、まずお尋ねをいたします。そして今後、どのようになっていくかについてもお尋ねをさせていただきます。これからもごみの減量化、分別回収などの取り組みについては、住民の皆さん方の理解と協力は欠かすことができません。皆さんにわかりやすく、また丁寧にお答えをいただきたいと思います。

次に、ごみ問題、ごみの課題における減量化は順調に推移しております。焼却灰の処理も順調に進んでおります。また、資源回収、分別回収の拠点となりますエコドームも稼働し、今多くの皆さんに利用されつつあります。残りましたごみ問題の課題の一つにごみ焼却施設、クリーンセンターがあります。これが一番大きな問題ではないかと思えます。

現在、今あるクリーンセンターは平成9年に完成し、1日に20トンの焼却能力のある火炉を2つ有し、当時としては最新鋭の設備でありました。そして稼働し始めてから、もう既に16年が経過いたしたところであります。

この種の施設の耐用年数は、最長でも20年と聞いております。そうしますと、残された期間は、あともう4年ほどしかありません。このところ設備の老朽化や、あるいは損傷も目立ち、町長は延命策として多額の費用をかけて修理されておりますが、これでは根本的な解決にならないことは明らかであります。いずれこの施設が稼働できなくなるのは、もうそう遠くはありません。作りかえ、あるいは建て直しをした場合は、費用は40億円以上とも聞いております。また、手当てするにしても、期間も長くかかります。

今後、町においても財政需要は庁舎、あるいは幼保、あるいは水源施設、公共下水事業、これからさらにふえてくる扶助費などの増加などで逼迫するのも、財政需要は厳しくなっております。

このような状況の中において、ごみの清掃処理事業の中核をなす処理施設の今後については、町長はまだ何も明らかにされておられません。目的も示されないまま、ただ延命処理をするだけでは、問題を先送りされているのではないかと疑われても仕方がないと思えます。あと4年、タイムリミットが迫っております。今こそ方向を町民の皆様を示すときであります。改めてこ

ここで伺いたいします。垂井町のごみ処理施設の今後についてはどのようなお考えをお持ちなのか、またどのように進めていかれるのかをお伺いいたします。

県下のある広域ごみ処理組合、ここでごみ処理施設の建てかえについて長年話し合いがなされてまいりましたが、まとまらず暗礁に乗り上げており、現在の施設が契約上期限が迫っており、稼働がとまればごみ処理ができなくなる市町があると、新聞で以前報道しておりました。垂井町は決してこのようにならないように念じながら質問をするところであります。

それから2つ目の大きな質問でございます。総合計画についてお尋ねをいたします。

総合計画は、行政運営における指針の最も重要なものであります。大変重要な事柄であるがゆえに、制定と議決を経ることをこれまでは地方自治法で定めておりました。

しかし、これまでの地方の自主自立の声の高まりや、地方分権の推進が叫ばれる中で、国においても地方の制度の見直しが始まり、平成23年4月に地方自治法が一部改正されました。地方議員の法定上限の撤廃や、あるいは議決事件の範囲の拡大など見直しをされました。また、こういった見直しは1次、2次、3次と進んでおります。通年議会の件や、またさきの3月議会でこの場で審議いたしました一括法絡みの、例えば公営住宅の入居者基準や道路の構造、あるいは標識などについてもこれに当てはまるものであります。

その自治法の改正の中で、地方公共団体に対する義務づけの廃止があります。その一つに市町村の総合計画、自治法によりますと、議決を経て総合的かつ計画的に基本構想を制定するというところでありますが、その義務づけが廃止されました。

このことは要らなくなったから廃止ということではなく、市町村がそれぞれみずからの判断で決めなさいということでもあります。垂井町も総合計画の重要性は十分に認識され、まちづくり基本条例の中にもきちんとうたわれております。しかし、このままいけば改正前の自治法にありました議決事項ではなくなってしまう。この議決事項であるかしないかというもの、その自治体で判断し、決めて条例にきなさいということでもあります。

これらからの町づくりについては、住民の皆さん、そして行政、議会がそれぞれの役割のもとに一体となってこれに取り組むことが欠かせないことはもちろんであります。

ここでお尋ねをいたします。

総合計画を議決事項として、条例を定めることについての町長御自身の御所見をお伺いいたします。自治法改正から2年が経過しております。また、現在、我が町の第5次総合計画の遂行も後半に入りました。町長の誠意ある回答をお願いして質問を終わります。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 広瀬議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

ごみ処理対策と総合計画ということでございますが、ごみ処理対策につきましては、後ほど担当から細かく答弁させていただきませんが、少し思うところの概略を述べさせていただきたいと思っております。

まず、やはりごみの減量に関しましては、垂井町が抱える大きな問題の一つであるという認識を持っております。この減量化につきましては、ごみ袋の値上げ等を通じまして、町民の皆さんにも大きな負担をいただいておりますけれども、今クリーンセンターの延命を図っていくこと、最終処分場を少しでも長く使えるようにしていくこと、これがやはり大きな課題であるという認識のもと、さまざまな延命策等を講じてきたところであります。

また、お話にもありましたように、エコドームの稼働に伴いまして、ごみの分別、資源回収というような形の中で、ごみの減量にも改めて取り組んでいるところでございます。

ただ、議員が残りあと4年という御認識を示されましたけれども、決して私どもではもうあと4年しかないという認識ではなく、この延命策をいろいろ講じることによってもっと長く使っていきたい。そのことをやはり経費を抑えていくことにつながっていくというふうに思っております。ただ、今の処分灰の持ち出し等がありまして、かなりその部分で大きな経費がかかっているのも事実でございますが、トータルで長い目を見たときに、少しでもそれを抑えていくという方向を考えていきたいというふうに思っております。

そして、その先に初めて施設を建て直すのか、あるいは広域化で対処していくのかというような選択が入ってくるものと思います。まだ今の時点でそこを判断するのは、ちょっと時期が早いのではないかなということを思います。当然に広域化ということを考える場合には、相手方が必要になってまいります。その相手との交渉というときに、タイミングを図ってやることが重要になってまいりますので、これは相手があってやることでありますので、こちらだけの思いでは進まないという状況もあるということをお認めいただきたいと思っております。

そこでこのクリーンセンターを建て直すか広域化ということで、1つ事例としてお話をしたいのは、飛騨市の事例でございます。

少し前になりますけれども、井上市長とお話をしたときに、飛騨市も結局飛騨市において建て直すという判断されたわけでありまして、当初富山県側との広域化を検討されておりました。ただ、検討を進めていくうちに雪とか、冬の場合、あるいは災害が起こったときに、道路が寸断したときにゴミ処理ができなくなるというようなことを考えたときに、やはり自前処理が必要ではないかということをお話でございました。そして費用もできるだけ抑えて建てるという方向で検討された結果、最終的に自市でクリーンセンターは建てるという判断をされたというお話を伺ったことがあります。

広域化するにいたしましても、自前で建て直すにいたしましても、それぞれのメリット・デメリットが出てくるものというふうに思います。当然建設費用も互いにかかるわけで、そこら辺もしっかりと考えていかなければならないところであります。そういった部分をこれからしっかりと考えていくわけでありまして、その前段として、やはりごみの減量化というものを絶えずベースに、しっかりとこれが定着する中で、これからのクリーンセンターというものを考えていくのも一つの方法であるというふうに思っております。そういった中で、今後もごみの減量化には鋭意取り組んでまいりたいと思っておりますので、皆さん方の御協力をよろしくお願いを

したいというふうを考えておるところでございます。この問題につきましては、担当から後ほど詳しく答弁をさせていただきます。

続きまして、総合計画についてでございます。

この総合計画につきましては、まちづくりを進める上で総合計画の位置づけにつきましては、御提言がありましたように、まちづくり基本条例13条にその必要性が示されておるところであります。また、そのまちづくり基本条例の7条には、協働のまちづくりにおける住民、議会及び行政、それぞれの役割と責務について示されているところであります。

今、議員がおっしゃいましたように、地方自治法の改正により基本構想の策定義務が撤廃され、また従来どおり基本構想については議会の議決を経ることとする場合は、その旨を条例で定めることが必要とされるというところでございます。

まちづくり基本条例を有する垂井町において、基本構想の策定義務がなくなったからといって総合計画を策定しない、あるいは策定するにしても議会の議決を経ずに策定するということは、この基本条例の趣旨に大きく反することになると思います。

現在の基本計画である第5次総合計画は、平成29年度を目標年度として、今年度で10年計画のうち6年目を迎えることとなります。平成30年度からは、仮称になると思いますが第6次総合計画がスタートさせることとなります。この策定する過程においても、住民の代表である議会の立場を重視し、従来どおり総合計画の基本構想について議会の議決を経るべく条例を策定したいと、そのように考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。議長（栗田利朗君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） それでは、広瀬議員からのごみ対策についての質問に、私のほうから詳細についてお答えをさせていただきます。

御質問のうち、まずはごみの量が減少しているのにクリーンセンターの経費が増加している状況についての見解と今後についてですが、議員御指摘のとおり、平成19年度と平成24年度を比較いたしますと、確かにごみの量が減少しているにもかかわらず、クリーンセンターの経費が増加しております。

経費増加の内容を見ますと、クリーンセンターの施設管理にかかります経費の中で、需用費と委託料と工事請負費が増加しております。その内訳ですが、需用費は、最近の石油類の値上がりに伴いまして燃料費の灯油代とか電気代が増加したことと、そして平成24年度には、修繕料で電子制御部品であるシーケンサーの取りかえ修繕をしたことが上げられます。また、委託料では、焼却灰の持ち出し処分を行っております。そして工事請負費は施設維持管理のため、若干の工事を施工しておりまして、平成19年度に比べまして約6,800万円ほど増加したのですが、そのうちの特に焼却灰の持ち出し処分だけで増加の半分以上を占めているのが現実でございます。

本来、燃料費や電気代はごみの量に直接影響するはずでございますが、最近の石油類の高騰

がごみの減少以上に影響いたしまして増加しているものでございます。

また、修繕や工事、そして焼却灰の持ち出し処分につきましては、施設を適正な状態で維持するために必要な経費でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、現在施設では、光熱費などわずかでも節約するために、燃焼の方法や燃焼の時間を検証したり、事務室、また工場の節電などに取り組んでいるところでございます。また、住民の皆様をお願いしておりますごみの減量等につきましては、経費が下がらなくても焼却量を減少させることでクリーンセンターへの負担を減らして施設の延命化を図り、現施設を少しでも長く使えますよう、今後ごみの減量と分別につきましては御協力をお願いしていく所存でございます。御理解をよろしくお願いいたします。

続きまして、垂井町のごみ処理施設の今後についてどのような考えかと、どのように進めていくのかについてですが、当町のごみ処理施設でありますクリーンセンターは、平成9年度より最新の設備を備えた施設として供用開始いたしまして、ことしで16年目というところでございます。現在1日当たり約30トンほどのごみの焼却を行っております。1日40トンの処理能力からしますと、焼却量といたしましては適量かなというふうに思っております。

議員御指摘のとおり、焼却施設は通常20年が耐用年数と言われております。しかしながら、当町の施設は供用開始後16年経過しているにもかかわらず、今まで計画的に良好な維持管理がなされているということから、現状の維持管理に効果的な設備の更新や改修を行うことで、今後さらに10年から15年程度の延命が可能とメーカーから提案を受けております。

当面は、つまり今後10年から15年程度は、現在進めておりますごみの減量対策とあわせて施設の延命化対策、つまり改修を行って現在のクリーンセンターをさらに活用していく予定でございます。

しかしながら、今後耐用年数を迎え、老朽化して稼働しなくなるときは必ず訪れるわけですが、それまでには、御指摘のとおり今後どのようにしていくのが決定する必要があるわけで、現在のように単独で処理するか、それとも広域で処理をするのか、選択が求められます。

単独で処理となれば、場所の問題や膨大な建設費や管理費など課題が多いわけですが、広域化につきましても、周囲自治体では、既に広域処理等が構築されておまして、相手方、つまり受け入れ側との協議が必要であり、受け入れ側の意向とともに既存施設の規模や余力などにも左右されるもので、受け入れ側の選択を初め、広域化についてもかなりハードルが高いものと認識をしております。

いずれの方向性の選択につきましても、たやすいものではございません。事前に十分な調査が必要で、特に広域化につきましても、受け入れ側の選択と事前協議が必要となるわけです。いずれの選択につきましても、調査や準備に相当な時間を要しますので、当面は現施設を少しでも長く使用することを第一に掲げて、既存施設の延命化を進めながら、同時に事前調査も進めて、慎重に方向性を導き出すべきと考えているところでございますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、広瀬議員からの質問についての回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 10番 広瀬文典君。

〔10番 広瀬文典君登壇〕

10番（広瀬文典君） 再質問をさせていただきます。

まず、ごみ関係のことについてでございますけれども、今初めて町長から延命策の期間というのを私はお伺いしました。皆さんもそうであろうと思います、10年から15年延ばせると。そうしますと、今平成25年ですから、平成40年まで、私がそれまで寿命があるかどうかわかりませんが、そこまで延ばすということで延命策を続けられるということです。その間に期間があるから次の手だてを考えるとということの御答弁でございました。それはそれなりに町長のお考えかと思っておりますけれども、果たして本当に10年、15年、できるかどうかというところがあります。

それともう一つ、ごみ処理にかかるコスト、これがどんどん上昇していかないかという心配でございます。平成19年度はトン当たり可燃ごみでいきますと2万7,000円ほどでございましたが、平成24年ですと3万8,000円、約4割ほどコストが上がっております。それがさらに延命策と称しているんな修理、修繕、どんどんつぎ込んでいけば、トン当たりのコストというのは上昇していくんじゃないかなと、その辺を大きく懸念するところであります。

本当に10年、15年もたせるだけの余裕があるのかどうか、それをまず確認したいというのと、それからもう一つ、じゃあその先はどうするかと。代がかわっているかもしれませんが、はっきり申しまして。だけど、それはそれで、そういったビジョンのきちとしたプランを示すべきじゃないかなと私は思います。それについてのお考えをきちとお伺いしたいというのと、もう一つ、ごみ問題において見落とすことができないのは、粗大ごみであります。

これは粗大ごみ、垂井町は西南濃処理組合といいますか、衛生処理組合で粗大ごみを処理していただいておりますけれども、これは大垣や海津、あるいは養老、垂井、この2市6町で構成された組合ですけれども、これでいわゆる分担金といいますか、分賦金、いわゆる負担金ですね。お金を払っておりますけれども、これが結構垂井町の割合が高いと。人口規模でいいますと大垣についてで2番目なんですけれども、粗大ごみの向こうに処分していただく量は、人口からいくと垂井町は4番目ですね。だけれども、ごみの量は大垣市に次いで多いという実態があります。粗大ごみというのは、ちょっと私の単純な計算でしてみると、トン当たり十二、三万円かかっておるわけですね。これも一つのメスを入れていく部分じゃないかと思うんです。それについての担当所管の見もお伺いしたいなというふうに思っております。

ただ、ごみ施設、ある程度寿命を延ばすという方向です。けれど、ごみの施設関係については、どうするかというのは、今からでも始めていかないとそんなにすんなり行くもんじゃないと思います。

今、広域の話も出ました。それからもう一つは飛騨市の例で自前の話も出ました。じゃあ自

前にするにしても多額の費用がかかります。単純に見てみると、基金としては環境衛生整備基金かね、1億もありません。7,300万円ぐらいしかないし、これからどうするかというところ。これからじゃあ始めるのかということですね。

本来は、延命策を積んだらある程度タイムリミットをきちっと決めて、そこに向かってするためのスパンから、ここまでは何とか持たせないかんからやりたいというんですけど、まだ延命策をしながらこれから考えるということ自身が、ちょっとどこか欠けている部分があるんじゃないかなと。だから、最初的时候にも言いましたように、先送りされてないかということです。その辺の、特にごみ行政というのは非常に重要な項目であります。

最初の質問にも出ましたように、本当にごみ処理ができなくなる市町も出てくる状況が現実としてあるわけです。どうかその辺をきちっともう一度していただいて、10年、15年といったから、それでちょっと余裕ができたと安心するんじゃなくて、逆にもうすぐにもかかるぐらいの決意が必要じゃないかというふうに思います。それについての町長の再度の御見解をお伺いします。

それから2つ目ですけれども、総合計画、基本構想、総合的かつ計画的な基本構想については、町長から議決事項でというお話はいただきました。これにつきましては、議会と執行部のほうで協議できる場も持ちながら進めていければと思います。この方法においてはいろいろあると思います。例えば総合計画の立て方においてもいろいろあるかと思っています。

一つの例を挙げますと、今、垂井町は5次まで進めております。ワンズパン10年のサイクルで来ております。でも、ある町では、総合計画のスパンを8年にしていると。これはいいか悪いかは別としても、それはなぜかといいますと、いわゆる首長さんの任期が4年、4年だから、それに一つの区切りに合わせたスパンを持っているというようなところも聞いております。いろんな方法があります。そういったところで、この総合計画の策定について、並びに議決については、議会と執行部のほうで協議できる場ができればと願っております。その点についてもお尋ねして再質問とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 広瀬文典議員の再質問にお答えをさせていただきますが、ごみ問題の件でございます。私ども内部では、ごみ減量検討委員会なるものを設置いたしまして、関係所管ともどもに検討を加えてきているところでございます。

今、担当所管課長からも申しましたが、延命策をどのようにするかということで、いろいろ答弁はさせていただいたところでございますけれども、根本は、燃えるごみに限定しますならば、これをいかに絶対数量を減らすかということでございます。

その燃えるごみの主なるものは、生ごみ四十数%、あるいはおむつ類ですね。それから草木類、剪定木とかというものでございます。その中には当然紙、段ボール類もございしますが、この紙、段ボール類につきましては、リサイクルを一生懸命推進しているところでございますが、

生ごみ、あるいは草木、おむつも含めてですけれども、これらの抜本的な減量策につきましては、住民の皆様方、あるいは事業者の皆様方の絶大なる協力がないと実施できません。したがって、議員が申されますように、この取り組みは長く時間がかかるものだと思っております。したがって、早い段階で絶対的なごみ量を減らすに当たっての住民との協働、ここの辺のタイムスケジュール、方法、手法、これらを丁寧に住民との協働でもって醸成を図っていききたいという基本的な考え方を持っております。

そのことによりまして、クリーンセンターのごみがどんどん減ってくると。そうしますと、焼却施設関係の負荷も減少すると。したがって、延命化もしかるべき維持管理関係の諸手当てをすればできてくるのではないかなあという部分ですけれども、最終的には、形あるものは必ず減するという状態です。この選択肢を、今町長も申されましたが、広域、あるいは自前で建てる。大きく言いますとこの2つではないかなあというふうに思っておりますが、再建築するに当たりまして、あるいは委託するにしましても、ごみの絶対量を減らすことによる効果は大きなものがあると思います。

例えば今20トン炉2基でございますけれども、これを10トン炉2基という形で2分の1にしますと大きく建設経費も下がってくると。そういうようなことも参酌しながら、徹底的にごみの減量の絶対量を減らす方策を早い時期に進めるような手はずにしていきたいというふうに思っております。

それと、一方で西南濃粗大廃棄物関係の分賦金の関係でございます。今、平成25年度当初予算では6,900万円という大きな金額になっております。これは粗大に関します減量をいかにしていくかということも含めて、いよいよこの段階において、近隣市町村の動向を見ても有料化ということも視野に入れながら、これも住民の理解を得ながらという部分が重大でございますので、御理解を賜れるような動きをしつつ、有料化も視野に入れざるを得ないというような状況になってきているものというふうに考えているところでございます。

延命策を講じながらどんどん事の問題を先送りしているのではないかなあというようなことにつきましては、確かに外面からはそういうふうに見えるかもしれませんが、決して内部ではそういうような思いではおりませんので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思っております。

議長（栗田利朗君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） 私のほうから広瀬議員の再質問のうち、粗大ごみの件につきまして、私が今持ち寄る資料の中でお話をさせていただきたいと思っております。

今、垂井町の粗大ごみの量が多いというお話がございましたけれども、どれくらいの量かといいますと、粗大廃棄物処理センターへ持ち込まれているのが、約600トンほど垂井町では持ち込まれています。ただ、そのうちの510トンぐらいが町で回収して持ち込んだもの。その分が負担金としてかかってくるというようなわけでございますが、実際510トンという量とい

うのは垂井町の人口とか、いろいろあったかと思うんですけれども、比率からすると若干高いと。西南濃の管内で人口比率からしますと、垂井町が9%前後です。今の510トンという量というのは14%ぐらい、5ポイントぐらい多いというようなことで、先生のほうからそんなお話だと思うんですけれども、じゃあどのように減らしていくのかとか、いろいろ今検討はしてあるんですけれども、粗大ごみの回収につきましては、垂井町として年3回、無料でステーション回収という回収の仕方をしておるわけなんですけれども、ほかの市町さんではやはり有料化とか個別収集とか、いろんな方法を今とっていらっしゃるということで、垂井町もそろそろ検討する時期かなということで、実はことし7月に廃棄物減量等推進協議会というのが開催されました、そこに粗大ごみにつきましてはの議題を上げさせていただきました。

そこで現状、各市町も含めまして現状をお話ししまして、どうしていくべきかということで、やはり有料化という話が出ております。今としては無料で回収しておりますので、個人負担というところはやはり出てくるのかなと。実際、個人でお持ちされる場合には有料で処分していただいています。町で回収いたしますと無料となるということで、やはり負担の公平性に欠くという部分もございますので、そこら辺、今検討しているところでございます。

そのほか無料でステーション回収といいますと、外から持ち込まれるとか、あとは今無料回収業者さんが横行いたしまして、ごみを出しに行くときに非常に怖いとかいう不安があるというようなお話も聞いておりますので、そういうものを踏まえながら検討していきたいということで、協議会のほうで今始めたところでございますので、これからいろんな議論をしていきたいと。また、町民の方にも意見を聞きながら方向性を出していきたいと思っておりますので、またその決定といいますか、方向が出てきましたら住民説明とかも必要かなと思っておりますので、またそのときには御理解と御協力をお願いしたいと思います。

以上が私からの回答とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 私のほうから2点目の総合計画に関します広瀬議員の再質問、中でも首長の任期に合わせた計画の考えについてのお尋ねだったと思いますが、現在第5次総合計画、昨年度中間の見直しを1年で見直し作業を終えました。現行の5次総合計画の期間につきましては、御存じのとおり平成20年から平成29年の10年間でございます。

実は5次の総合計画の折の関係になりますが、3年前、具体的に申しますと平成17年度の中間からアンケート作業に入って、翌年平成18年、平成19年の2カ年かけて総合計画審議会、あるいはパブリックコメント等、それからいろんな住民とのかかわりに2年間費やしながら20年からスタートしておるわけでございます。そういった関係がございます。

先ほど町長からも仮称の6次の話もちらっと答弁の中で出てまいりましたが、仮に6次の総合計画に入る場合には、平成29年度が終わりでございます。30年のスタートでございますので、そのアンケート作業から今までのやり方で申し上げますと、27年度からもう既に新たな6次

の作業に入っていかならんといったスケジューリングになるわけでございます。

具体的な期間を8年にしたり、首長の任期に合わせたらどうかといったことになるわけですが、そういったことの過去のスケジューリングから申しますと、年度のまだ半分も行っていない段階から次の首長の施策を盛り込んでいくというのは、技術的にも非常に難しいというような感じをいたしておるわけでございます。

しかしながら、現実に首長の任期で整合させながらやっておる市町もございまして、その辺の関係も一度調査してみて、また検証してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔発言する者あり〕

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 広瀬議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申したつもりであったんですが、決めていく部分で議会とも十分調整を図っていくという中での対応になっていくと。前回の経験もございまして、そういったことを踏まえながらやっていきたいということでございます。議会との連携といいますか、そこら辺も踏まえながら進めていくという所存でございますので、そういう思いで条例等も策定していきたいというふうに思っております。

議長（栗田利朗君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 同僚議員よりも冒頭ございました任期途中でお亡くなりになりました大先輩であります故衣斐弘修議員の御冥福をお祈り申し上げまして、議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。

第5次総合計画に基づき問うと大きく題しまして、まずは1点目のまちづくりの柱5．産業・交流と、まちづくりの柱6．都市基盤から、道路整備とその周辺活性化事業、道の駅についてお尋ねをしてみたいと存じます。

我が垂井町は国道21号線の慢性的な交通渋滞がまだ解消されず、これにつながる道路網についてもさまざまな課題を抱えております。そうした中、今年度より県道216号線、赤坂垂井線、いわゆる関ヶ原バイパスの拡幅に着手されると聞き及んでおります。こうした道路整備は慢性的な交通渋滞をスムーズに、また円滑な交通の確保により私たちの日常生活をより快適なものへとつなげてくれる重要な取り組みであり、あわせて地域活性化を図るための効果的な取り組みでもあります。我が垂井町が抱える道路整備の課題、国道21号線の4車線化についても第5次総合計画に掲げられていることから、あわせてこれより数点のお尋ねに入りたいと存じます。

こうした道路整備と周辺活性化事業とも言える道の駅構想についてであります。

私は以前、平成22年の6月議会の際にも道の駅構想についてはお尋ねをさせていただいてき

た経過があり、その後さまざまな場面でもお話をさせてまいりましたので、繰り返しのものとなりますことをお許しいただきたいと存じます。

道の駅につきましては、この9月現在で県内に54カ所あり、これは北海道の114カ所に次ぐ設置数全国第2位の数字であります。情報発信基地やドライバーの休憩施設としてはもちろんのこと、地産地消施設として地元産にこだわった農産物の販売など、訪れた方への精いっぱいのおもてなしをと、地元の方々による知恵と工夫の詰まった地域連携のとれた道の駅が主な展開方法であります。

県内では平成の大合併以前、平成5年からの事業でありますので、先ほど申し述べましたように54カ所と、現在の市町村数42より設置数ははるかに上回っているわけですが、県内を見渡すと中濃、東濃、飛騨地域に多く設置があり、西濃地域は極めて少ない地域となっております。

しかしながら、ここへ来て道の駅ブーム再来とも言うべく、道の駅を拠点にした地域活性化策が全国的、あるいは県内でも図られており、最近の事例を申し上げますと、お隣の池田町が平成17年度からの計画期間を含めて、平成23年度に温泉に併設する形で道の駅整備をされ、その事業費といたしましては、池田町が約5億8,000万円、岐阜県が2億2,000万円の合わせて約8億円で整備をされたとのことあります。

また、近隣の自治体もが道の駅整備に向けて動いておられると聞き及んでおります。参考までに、県内の道の駅入り込み客数が最も多い土岐市の志野・織部道の駅では、年間約70万人を数え、近くでいいますと第3位の海津市クレール平田においては、約60万人とかなりのにぎわいと言えます。

一方、我が町では、地産地消施設としてアンテナショップ半兵衛の里を設置しており、今年度は約100万円と計上のもと、プラス借地代で25万円ほどといった形で運営をしていただいております。御承知のとおり、このアンテナショップはバイパス沿いにある立地条件はいいものの、現在の場所を道の駅へと発展させていく上ではさまざまな課題があります。

平成18年のアンテナショップ立ち上げから7年が経過しておりますが、その育成支援目的等で予算計上されてきた経過も踏まえ、現在のアンテナショップとしての機能をより充実発展させるため、また近年の道の駅の傾向からも地産地消施設としての機能のみならず、観光拠点としてはもちろんのこと、防災や環境対策に関する拠点としても活用例があることから、平成17年にお示しのありましたバイパス沿いに6カ所の計画、この道の駅構想を復活させるべく、その計画について、我が町からも農業者のみならず多くの町民皆様からも道の駅整備に対する期待のお声を頂戴していることから、再度御提案申し上げますが、お考えはどのようなのか、お尋ねをいたします。

道の駅は新設の場合、申請から許可を経て建設に至るまで約3年、計画期間を含めると先ほどの池田町のように約5年を要すると聞き及んでおります。これまでもバイパス沿いには垂井町として企業誘致の計画も抱えており、その動向も気になるところでありますが、垂井町分

のバイパス拡幅完成には約5年を要するとのことであります。先述のように道の駅が持つその可能性は無限であり、主要道路を取り巻く周辺整備に関しては、こうした道路整備計画とあわせて取り組むべきで、タイミングとしても改めていい時期ではと重ねて御提案申し上げます。

こうした道路整備が進むことによって、垂井町にもたらす効果に対し、どのようなお考えがあるのか、バイパスのみならず、冒頭に述べました5次総実施計画中にもお示しのある国道4車線化についても、あわせて拡幅に向けて積極姿勢を見せなければならないと考えますが、どのようなものであるのか。

また、そうした整備が図られることによる垂井町にもたらすさまざまな効果に対する試算と将来の見通し、道路周辺の具体的な活性化計画についてもお尋ねをいたします。

続いて、第2点目のまちづくりの柱3．子育て・健康・福祉から福祉医療費助成事業についてお尋ねに移りたいと存じます。

現在、垂井町では福祉医療費助成事業としまして、ゼロ歳から中学校卒業まで入通院無料の乳幼児、重度心身障がい者、母子・父子家庭等に助成事業を行っております。その予算額としましては全体で約3億をもってなされておる極めて重要な施策であると言えます。近年、子育て日本一を掲げられている自治体では、その拡充をとのことから高校生までもを対象とした事業展開がなされております。

そこで、垂井町としては、こうした取り組みに対しどのようなお考えであるのか。また、これまでも試算等されてきた経過があるのかもあわせてお尋ねをいたします。

議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 木村議員の1点目の御質問、道路整備とその周辺活性化事業、道の駅についてに答弁をさせていただきます。

道路は住民の安全・安心な暮らしや社会経済活動を支える重要な社会資本であり、幹線道路ネットワークの構築は、地域連携の強化や産業・観光振興の観点から極めて重要で、また災害時には人命救助や物資の輸送など、道路の果たす役割は非常に大きいものでございます。

今年度から着工される県道赤坂垂井線の4車線化でございますが、かねてから当町が県へ要望してきたものでございます。これにより北部の東西方向の交通の円滑化ばかりでなく、国道21号の渋滞緩和にも少なからず貢献できるのではと期待をいたしております。反面、4車線化により沿線住民からは交通安全対策や地域が分断されるといったこと危惧する声を伺っております。これらの問題に真摯に取り組んでいきたいと考えております。

道路周辺の活性化については、当町の都市計画マスタープランにおいて、都市計画道路大垣関ヶ原線、これは県道赤坂垂井線、岐阜関ヶ原線のことでございますが、この沿道について沿道利用促進ゾーンと位置づけ、広域的な交通便利性を有効活用した施設などの立地誘導について検討していくといたしております。具体的にはドライブインやガソリンスタンドなどのサー

バス施設が立地可能でございます。

道の駅は道路利用者がいつでも自由に休憩し、運転の疲れをリフレッシュすることができ、また道路の情報だけでなく、人、歴史、文化、風景や産物などの地域に関する情報を提供することで地域振興を図り、道の駅を契機とする広域的な連携と交流により、活力ある地域づくりの促進が期待できるという点で大変有意義な施設であると認識をしております。この事業化についても、今後も引き続き検討をまいります。

また、国道21号でございますが、中部圏内陸部の東西交通を支える重要な幹線道路であるわけですが、平成12年に国において垂井区間の拡幅事業中止決定がなされた経緯がございます。しかしながら、この区間の渋滞、ボトルネック対策については、かねてからその実情を国に訴え、4車線拡幅再事業化の早期着手を要望してきております。今年度で申し上げますと、今年7月2日に岐阜国道工事事務所との事業連絡調整会議において、岐阜国道工事事務所管理課長、調査課長、交通安全対策係長に対し、担当所管の私どもから要望をし、またそれに先立ち、岐阜国道工事事務所長を当町へ招聘し、渋滞の現状を視察していただいた上で、中川町長から直接陳情をいたしております。

また、8月2日には道路・河川関係団体合同要望に町長がみずから出向き、岐阜県県土整備部長へ要望をいたしております。8月7日には名古屋市において、中部地方整備局長へ同じく要望を行っております。今後とも引き続き精力的に要望活動を推進してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 木村議員の御質問の中で、アンテナショップ半兵衛の里の運営につきまして、少しお話をさせていただきたいと思っております。

平成18年より県道岐阜関ヶ原線沿線におきまして、農林・畜産物の良質で安定した生産基盤の確立を促進し、地産地消の推進を目指し、週1日で営業を開始し、その後、開店日の増、開店時間の延長を経て、現在、水・木・土・日の9時から12時までの営業として、会員数72名で運営をしているところでございます。

開店当初より平成22年にかけてまして、来客数、販売金額とも順調に伸び、来客の対応や本来の生産者としての作業にも従事する等、会員内でのボランティアによるアンテナショップの運営にも限界が見え始めました。平成22年7月より効率的な運営を目指し、ふるさと雇用再生特別基金事業を利用いたしまして、アンテナショップ半兵衛の里経営協議会に運営業務を委託することによりまして、店長制度を導入いたしまして、現在、町単独費によります営業・業務を委託することによりまして、店長制度を維持し、会員一丸となりまして、年回7回のイベントを開催する等、売り上げ向上を目指して営業しているところでございます。

平成23年4月には、初めて月当たり来客数が2,000名を超えたところでございますが、平成22年12月より町内に他の農産物販売所も運営を開始しており、生産者の固定、販売品の数量の

不足により来客数、販売金額ともに伸び悩んでいるところでございます。

これを解消するため、会員となる資格を見直し、広く会員を募集し、会員量、数量の確保はもとより、品数も豊富にしたいと考えております。また、会員への営農の指導も引き続き実施し、本来の目的である安心・安全な農作物の安定供給を目指しているところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 木村議員の2点目の御質問の福祉医療費助成事業についてお答えをさせていただきます。

垂井町第5次総合計画3の2健康医療におきまして、みんなが健康に暮らし、適切な医療を受けることができる町を目指し、本町に暮らす全ての子供たちへ良質な成育環境を保障し、また社会全体で子供・子育てを支援していく仕組みづくりが必要であるという認識のもと、乳児医療の健康の保持、増進を図るため、昭和48年から乳児医療費助成を行ってきました。

平成13年からは小学校就学前の乳幼児に対しまして医療費の助成、また平成18年以降につきましては、義務教育終了である15歳までの福祉医療費の助成を行うなど、順次対象者の拡大を図ってきたところでございます。

議員御案内のとおり、高校生までの医療費の無料化については、本町においても概算ではありますが、年間1,100万円ほどの町単独費の支出となるのではないかと試算を行っておるところでございます。しかし、扶助費の性格上、概算額については流動的であり、また恒久的な支出となるため、慎重に検証していく必要があると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 御答弁ありがとうございました。数点、再質問させていただきたいと存じます。

まず、道路整備と道の駅の関係につきまして、澤島課長さんから、町長は道路要望を精力的に動いておられるというようなお話でありましたので、もうそれは大変評価するところでございますので、これからも引き続き、議会ともども積極的に要望活動をしてまいりたいなあと考えておりますので、町長さんにおかれましては、引き続きそういった積極要望という形で町民の期待の声にお応えしていただけたらと思っております。

続きまして、道の駅に関しましてですけれども、なぜこういった立派な構想がありながら実現に至らなかったのかと。先ほど栗本課長さんからいろいろと品物の数であったりとか、ある農業団体さんから農産物の販売所を新たに設けられたよと。出店者とか、出品数とかのいろんな問題があるよというようなお話がありましたが、この構想があった平成17年、お示しが平成17年ですので、池田町とあわせ持ちますと、垂井町ももしこれが動いておれば、もう完成して

既に始まっておりというような状況でありました。

当時こういったのが出されたということは、財源のめども立っておられて出されたんじゃないかなあというのが疑問に思うんですけども、先ほど澤島課長さんの御答弁にありました大変有意義な施設と考えておると。引き続き検討していきたいというような前向きな御答弁でありましたので、この当時84万円の委託料で作成されましたこちらの計画は生きているのかということ再度確認させていただきたいという形で思っておりますので、お答えをよろしくお願いいたします。

あと、私個人的にですけども、先般こうした道の駅、県の担当者のほうへお邪魔をさせていただきまして、垂井町とのやりとりの経過なんかをちょっと聞いてまいりましたんですけども、こうした立派な構想がありながら、県へのアクションは過去にはなかったということで、そういったちょっと残念な御報告も聞いてまいりましたので、引き続き検討していかれるというようなことでありましたら、そうした上級官庁とも連携を図られまして、ぜひこの計画の実現に当たられたいという形で思っておりますが、いかがでしょうか。こちらは町長さんの御意思も御確認をさせていただきたいと思えます。

そして福祉医療費助成事業の関係であります、中島課長さんよりるる御答弁がありました。担当のほうで試算をしてくださっている経過があると、本当にありがたいと思っております。しかし、ちょっと消極的だなあとおっしゃったのが、慎重姿勢であるとのことということで、確かに扶助費でございますので、どこまでというところがなかなか見通しが立たない部分もあるかと思えますが、1,100万円というような具体的な数字も出していただいております中で、これから迎えます新年度の予算編成に向けまして、町長としてこうやって担当が数字まで出されておることに関して、新年度はどのようにこういった部分は考えておられるのか、再度の御質問とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 木村議員の再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず道の駅についてでございます。平成17年にお示しした計画書が生きておるかということでございますが、当然まだ廃棄されておるわけではありませぬので、今後検討していく上での貴重な基礎資料になるものというふうに思っております。さらに検討を重ねていく必要があると思えますので、これがこのまんまという形では決してないというふうには認識をしております。

それと実現に至らなかった理由といえますか、やはり当時合併直後でいろんな施策にこれからどう対応していくかというような形の中で、道の駅が緊急的に喫緊にやらなければならない課題という認識ではなく、やはりその前段で今のアンテナショップ等を立ち上げる中で、一つ農産物施設というのは大きなウエートを占めますので、これを安定的に運営できる体制をまずつくっていかうという形でやってまいりました。ですが、今、非常に頑張っておっていただけ

るんでありますけれども、やはり物品数が少ないとか、いろんな問題を抱えておるのが現状でございます。

今後、道の駅に関しましては、議員の御指摘がありましたように単なる農産物ショップではなく、文化面、観光面、防災面、いろんなものを備えた情報発信の施設として考えていかなければならないという思いでございますので、そういった観点からもしっかりと検討を重ねていきたいというふうに思っております。

また、当然に県道であれば県との協議が必要になってまいりますし、国道であれば国との協議が必要になってくるという形になりますので、そういった上級官庁との協議等もしっかり進めていくという形になるかというふうに思っております。ただ、今のところ、まだせかしておるような状況のところもありますので、積極的になかなか動けないところも現実としてあるところでございます。

2点目の高校生の対象でございます。

試算をしておるところでございますけれども、決して積極的ではございません。乳児医療に関しまして、子育ての支援ということで平成18年に取り組んで、他市町村に先駆けて早く取り組んだという自負はございますけれども、これが果たして高校生まで行くことが子育て支援につながるのかどうかというのは、私自身は疑問に思っておるところでございます。

中学校まででありますと、これは義務教育という形でありますけれども、高校までとなりますと当然に選択になりまして、働いている子もいると。その働いている子に対しては全く医療費の支給がないのかということも一方にありますし、現在、高校生の授業料は無償化が進められておるといような中で、そういったサポートもあるという現状であります。

翻って子育て支援ということを考えるのであれば、高校生を無償化するよりも、さらにもうちょっと底辺の下の部分、小さい子供たちを育てやすい環境をつくっていくということに施策の展開を求めたほうが、子育て支援ということをしかりとうたえるのではないかという認識であります。

現状ではそういった思いでございますので、乳幼児の高校までということは慎重に考えたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（栗田利朗君） しばらく休憩いたします。

再開は13時15分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時15分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 通告に従いまして、2点お伺いいたします。

第1点目は、道路冠水対策について。

今月4日、1時間に100ミリ以上の猛烈な雨を12カ所で観測するなど、各地で豪雨に見舞われ、隣の大垣市におきましては、私、偶然そのとき通ったんですが、市街地では何カ所か通行どめがあり、交通渋滞を起こしていました。

また、16日においては、大型の台風18号は午前8時前、愛知県豊橋市付近に上陸し、関東甲信から東北を縦断して太平洋に抜けました。上陸前から広い範囲で大雨となり、気象庁は午前5時5分、福井県、京都府、滋賀県に大雨特別警報を発表しました。大雨特別警報は、運用開始後初めての発表ということでした。台風18号は16日午前、県内に最も接近し、風と雨が強まり、大垣市と上石津町と垂井町、養老町の一部地域に避難勧告が出ました。このように県内各地にも大きな被害をもたらしたようです。

まず、それでお尋ねいたします。

我が町の被害状況、特に道路冠水状況はどうであったかをお尋ねするものであります。これは18日の台風のことであります。その前の4日のことは、もうわかっておりますので。

それと、次に堤防の決壊、河川の氾濫による浸水までには至らないまでも、一瞬の集中豪雨による増水により、側溝や排水路から水があふれ、その水が道路を冠水し、そしてその水が宅地内に流れ込み、住民の住居を襲い、また交通障害をもたらしたりします。町内全域においては、道路冠水が起きる要因もそれぞれ異なるやと思います。

それで、今回は表佐地域に絞ってお尋ねするわけであります。

一時的な集中豪雨によって冠水や浸水が起こるだけに、雨がやんだ後の水の引くのも実に早く、災害に至らない限り、被害に遭った本人を除いて、他人の脳裏からは、その状況はすぐに消し去られていってしまいます。しかし、毎年のように同じような箇所と同じような道路冠水等が起きています。

私は平成12年の議会で、ハザードマップを作成してほしいと要望し、その後つくられたことが思い出されますが、以来、当時に比べて、今は連絡方法、救済方法、避難場所、避難経路、防災訓練等の災害対策、防災対策はかなり充実したものとなっておりますが、そこで具体的にお尋ねします。

2つ目として、表佐地区の道路冠水箇所はどこか、把握されているとは思われますが、それについてお尋ねいたします。

それに関連して3つ目、どうして道路冠水は起きるのかを再確認いたします。

道路冠水は、道路行政のおくれとも人災とも言われていますが、道路冠水、床下浸水に対する部分的・一時的緊急応急対策は土のう積みと言われていますが、それは一時的な対策に過ぎず、本来の解決策にはなっていません。

そこでお尋ねします。

4つ目、道路冠水対策について、どのような対策を考えておられるのかをお尋ねするものであります。

次に、第2点目、国民健康保険の繰越額3億円についてであります。

今年度3月議会で、私は国民健康保険の税率引き上げについて一般質問いたしました。垂井町は今年度から税率を引き上げ、これにより国保の被保険者の平均で1人当たり年間1万4,648円の負担増となります。税率引き上げがなされた今、ここで税率引き上げについて云々するつもりはありません。ただ、税率引き上げ前と引き上げ後の国保特別会計の財政事情、財政状況について、町民の皆様にはわかりやすいように説明を要するために質問するものであります。

1つ目として、国民健康保険の税率引き上げをした理由、根拠は何だったのか、再度確認いたします。

2つ目、平成24年度決算において、国民健康保険の繰越金が予想に反し3億円となりました。うれしい誤算とも言えますが、事が値上げで、その後でもあるので、喜んでもおれません。

そこでお尋ねします。

その要因は何だったのかをお尋ねいたします。

3つ目、引き上げ後は年間約5,000万円の歳入増となりますが、今後の国保会計の財政運営と財政見通しについてお尋ねをいたします。

3月議会で、国民健康保険事業を国保連合会と県単位での広域化にすべきではないかと、そのように働きかけるべきではないかということをお尋ねいたしました。平成29年の広域化を目指していると聞いております。広域化が決まれば、3月議会で質問した内容がより明確化されてくると思います。

そこでお尋ねいたします。

4つ目、広域化等、今後の見通しと広域化に向けての対応についてお尋ねするものであります。

議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 富田議員の1点目の御質問、道路冠水対策について答弁させていただきます。

1つ目に、先日の豪雨及び9月16日の台風に関する町内の冠水の状況ということですが、9月4日におきましては時間100ミリという雨量によりまして、垂井町の全てと言っていいほど、至るところで冠水をしたという状況でございます。また、この9月16日の台風18号については、栗原地区において、県道栗原青野線と町道について冠水により通行止めをいたしたところでございます。

さて、表佐地区についての道路冠水箇所ということでございますが、こちらについては表佐連合自治会からの要望書などから、天王、東和、新町、勝一色、三共などでの道路冠水の報告や要望を受けております。

道路冠水が発生する原因でございますが、局地的には低地で排水勾配が小さかったり、側溝

や水路が合流する箇所であったり、その地域や下流域の排水能力が小さかったりということでございますが、大局的には市街化が進展し、都市基盤整備、水路などの整備とのアンバランスや農地利用と農業基盤整備のアンバランスなどが根源にあるのではと考えております。

いずれにしても、先日のような豪雨については、一時的ではございますが、町内の至るところで冠水するという状況でございます。

その対策でございますが、道路側溝の新設や排水断面の改修、排水路の新設や排水方向を分散させるなどの状況に応じた対策を今後も講じてまいりたいと存じます。

また、最終的な排水先でございます河川の改修を県へ要望しております。

泥川では、平成23年度に泥川逆流防止水門が完成をいたしまして、今年の台風ではその効果が確認されたところでございます。同じく泥川上流の未整備区間において、河川断面を大きくする改修事業が昨年度から着手しておりまして、現在用地取得の段階でございます。来年度から工事着工を見込んでおります。

また、相川においては、下流域から順次堤防のかさ上げ拡幅工事が進められております。

これらの河川改修事業により、表佐地区、栗原地区の道路冠水や浸水被害の軽減に努めてまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） 住民課長 片岡兼男君。

〔住民課長 片岡兼男君登壇〕

住民課長（片岡兼男君） それでは、私のほうからは富田議員からの国民健康保険繰越額の3億円についての質問について、お答えをさせていただきます。

質問は4つございましたので、順番に御説明をさせていただきます。

まず初めに、国民健康保険の税率引き上げをした理由・根拠は何だったのかについてですが、当町の国民健康保険につきましては、医療費が毎年増加傾向にあったわけですが、平成23年度の医療費の合計は、平成22年度と比べまして支出が約1億3,600万円ほどの増加をしております。そこで、平成23年度は年度途中で医療費であります保険給付費の増額補正をお願いしたわけですが、それでもなお予算不足が生じたので、さらに1,200万円ほどの予備費充用で対応をさせていただいたところです。このときの医療費の増加が要因となりまして、平成23年度の翌年度繰越金は約8,500万円ほども減少いたしました。

その後、昨年度平成24年度に入りまして、医療費の支出額は増加を続けまして、やはり昨年度の途中で予算不足が明らかになりましたので、9月と12月の定例会で医療費の増加の伸びに見合う保険給付費の増額の補正をお願いするとともに、12月定例会では、財源確保のため国民健康保険基金の一部を取り崩し、特別会計に繰り入れました。

このように、平成23年度は翌年度繰越金の減少による対応で、また平成24年度は国民健康保険基金を取り崩すことで国民健康保険を運営してきたところでございます。

しかしながら、翌年度繰越金の減少と基金の残高の減少の状態で、その時点で今後も医療費の増加が続くことになれば、さらに運営が厳しくなると予想されました。

そこで、繰越金の減少分と基金の取り崩し分を取り戻し、かつ今後の医療費の支出増加に対応するために、独立採算であります国民健康保険特別会計の運営上、早急の対策としまして税率改定しかないと判断いたしましたので、国民健康保険の健全運営のため、平成25年度、今年度から税率改定をさせていただいたところでございます。

以上が、国民健康保険の税率引き上げをした理由でございます。

続きまして2つ目の質問、平成24年度決算において、国民健康保険の繰越額が予想に反し3億円となったが、その原因はについてでございますが、基本的に当初予算の編成は前年度の実績をベースにしているわけですが、昨年度の場合、年度の前半4月から10月の医療費の支出が前年と同時期に比べまして8,800万円ほど増加が見られ、当初予算に不足が生じると判断いたしましたので、9月と12月の定例会では医療費の増加の伸びに見合う保険給付費の増額の補正をお願いしますとともに、12月では財源確保のため国民健康保険基金の一部を取り崩し、特別会計に繰り入れたわけでございます。

しかしながら、昨年度の後半になってからは、医療費の支出が抑制傾向となりまして、昨年度の11月から4月の医療費の支出は前年度同時期に比べまして若干の減少に転じました。

このように、増額補正後に医療費の支出が抑制傾向となりましたので、保険給付費に多額の不用額が生じたこと、そして歳出の中で共同事業拠出金というのがあるんですけれども、この2月、3月、4月分の支払いが当初の見込みよりも大幅に減少したこと、また歳入におきましては、療養給付費等の負担金や交付金でございますが、当初の見込みよりも多く交付されたため、結果的に3億円ほどの繰越金が発生したわけでございます。年度途中から医療費の支出の状況が大きく変化したことに伴いまして、支出の見込み額が減少、また収入の見込み額が増加したことによるものでございます。

あくまでも医療費の支出が抑制傾向に転じて、医療費の支出が大幅に減少したことが大きな原因でありまして、結果的には非常によい状況に向かったものと判断しているところでございます。

なお、昨年度の保険給付費の支出額につきましては、前年度に比べまして減少したわけではありませぬので、昨年度1年間で約7,200万円ほど増加しているのが現状でございます。また、繰越額の3億円ですけれども、これから国や県などの負担金について精算がございまして、現在のところ、昨年度よりも約1,500万ほど償還金がふえる見込みということで、実質の繰越金額は昨年度の3億円よりは減少する見込みでございますので、御理解をお願いいたします。

続きまして3つ目の質問、引き上げ後の国保会計の財政運営と財政見直しはについてですが、本年度の前半、4月から7月支払い分の医療費の支出額が昨年度同期の1カ月当たり約1億7,009万円ほどなんですけれども、これとほぼ同じで、昨年度まで実は1カ月当たり1,000万円以上の割合で増加しておったわけなんですけれども、本年度の前半は前年度同期と比べまして、高額の水準ではありますが、ほぼ横ばい状態であるというようなことでございます。

また、ことし1月以降、支出額と比べますと、保険給付費は若干増加傾向にあるものの、今

言いましたとおり、昨年度の同時期に比べてみますと、昨年度までのような伸びは見られないのが現状で、現在のところは、今後抑制状態、今のような状態が続くのか、それともまた増加に移るのか、減少傾向に転ずるのか、全く今予想がつかない状況でございますので、当面は医療費の支出状況を注視したいと考えているところでございます。

あわせて、本年度に入りましてからの新たな展開とともに、来年度に予定されています消費税率の引き上げの件もでございます。今後、国や県の動向にも注意しながら、場合によっては基金の積み立て、また保険税率などについての検討も必要と考えているところでございますので、御理解をお願いいたします。

続きまして、4つ目の質問、広域化等、今後の見通しと対応はについてですが、政府では昨年度立ち上げました社会保障制度改革国民会議からの報告に基づきまして、国民皆保険制度の維持を掲げました社会保障制度改革のプログラム法案の骨子が閣議決定されたところです。

昨年度の段階では、国民健康保険の保険者を都道府県に移行することにつきましては、まだ不透明な状態であったわけですが、今回のプログラム法案の骨子には、医療提供体制の大規模化を目的に、都道府県単位として市町村と共同分権運営することとされ、これによりまして、平成29年度をめどに広域化が実施される可能性が出てきたところでございます。

ただし、その場合でも保険税の設定や徴収方法を初め、具体的な内容は今のところ不透明な状態です。また、70歳から74歳の一部負担割合の見直しや、国保税の賦課限度額の引き上げなど、前年度の時点では明確でなかった内容についても、本年度に入っては新たに検討されているものでございます。

これら国や県の動向にも注意しながら、詳細な情報をできるだけ早く入手いたしまして、分析いたしまして、今後も垂井町の国民健康保険財政の健全運営に努めていく所存でございますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、富田議員の質問について、私からのお答えとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 再質問をいたします。

道路冠水につきましては、今御説明がありました。いろいろと努力されているところはよくわかるんですが、再度確認させていただきたいと思います。

側溝等を新設する場合はあれですが、改良するような入れかえたりする場合に、例えば表佐なら表佐、地区全体計画の中で入れかえ等を考慮されておられるか。要するに、全体計画の中でされているのかということをもう一度確認したいと思います。それは、道路行政に詳しい副町長さんによろしくお願ひしたいと思います。

それともう1点、よく言われるんですが、表佐地区の側溝とか水路を何とかしようと思うと、その中を走っている中川というのがあるんですが、その中川の改修を何とかしなければと。中

川の改修をと言いますと、泥川のほうの改修をしなければと、泥川の改修をといって陳情に私も行くんですが、ある県のお偉い方が揖斐川がと、木曾川が、長良川がと言われて、国単位の話になっていくわけなんです、要するに下、下、下のほうで大きな改修をしなければ、上のほうでちょこちょこやっていてもなかなか行かないよというようなことが、もう私も議員にならせていただいてずうっとそれを感じているわけなんです、その中でも町村は、それなりに一生懸命、小さな側溝一つに四苦八苦しているわけですが、そこで私がお尋ねしたいのは、15世紀、オランダで干拓地の排水用に、人間の知恵ってすごいもので、風車というものを考え出しまして、低いところから高いところへ排水を行っていました。今はもうそれは世界遺産となりまして、動力ポンプに変わったということですが、15世紀の人が考えたことなんですけれども、今、我々が風車どうこうとは思っておりません。要するに、表佐地区としまして、動力ポンプ、動力排水、強制排水というようなことを考えていく時期、時代になってきたんじゃないかと思うわけですが、これからますます天候異変等で、多分集中豪雨等があると思います。これに対しては、ますます道路冠水がふえていくんじゃないか、宅地化が進みますし、田畑は埋められ、大型店舗が来ればますます舗装され、遊水池はなくなりということで、決していい状況には進まないと思います。

やはり、これはちょっと長期的な展望になってくるとは思うんですが、今すぐどうこうと言っても予算とかいろんな絡みがあると思いますけれども、要するに下の大きな川を当てにして改修を待っていたら、多分100年かかるんじゃないかと思います。私も、ここではその意見さえ述べるときがなくなると思いますけど。

そういった長期展望で、動力排水等も考慮する時期が来たんじゃないかなというので、副町長さんにお尋ねいたします。

議長（栗田利朗君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 富田栄次議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、表佐地区全体における排水計画の方向はというようなお尋ねが1点ございました。

それにつきましては、現在は各自治会等の要望に基づきます改修、あるいは実際の降雨時に、今回の9月16日の台風、あるいはその前の短時間豪雨の状況下にあっても、まさに降っている段階で湛水、いわゆる越水ですね、そういうような状態のおそれのある場所の現地踏査、こういったことも心がけて行って、それを実際のインフラ整備に結びつけていくというような方向で対応してきておりますが、あちらこちらとなってくると、全体的な排水計画、こういったことも視野に入れながら、今後対応していかなければならない状態になるかもしれません。そういった方向性が見出せたならば、しっかりと取り組んでいかなければならないなあとこのように思っております。

さらにもう1点につきましては、動力の排水問題の関係でございますけれども、実はこの件につきましては、過去経緯から言いますと、担当所管課長も申しましたが、今から思い出しま

すと平成14年だったと記憶いたしておりますけれども、豪雨が済んで、全然雨が降らない状態になった栗原地区、それから表佐の部分的な、いわゆる南のほうですね。そこら辺につきましては、下流からの逆流によりまして大変なことになりました。その折には、住民の方にも避難をしていただいたというような記憶がございますが、そういった災害を受けて、大野地区に泥川逆流樋門、これが23年6月に供用開始がなされて、それ以後の逆流に関しては防止がなされたわけです。

ところが、栗原、表佐地区の低標高、こちらのほうには、内水面に降った雨が排水する場所、それが最終的には泥川になると思っておりますけれども、その泥川へ掃けていかないということで、いわゆる水がたまってしまうと、冠水状態になるわけです。今回の9月16日でも、泥川上橋の南方方面でその実態があったわけです。

そういうようなことも踏まえて、以前から、大野樋門ができたと同時にあったと記憶しておりますけれども、泥川に強制的に排除するポンプ場を設置していただけないかというような趣旨をもって、県の農政部、あるいは県土整備部、そちらのほうへ陳情を行うような形になっております。今現在も続いておりますし、この10月末にもその陳情を持って行動していくというような形で、各地域の議員様方のお力もかりながらというような形で今進めております。

がしかし、要望を出しましても、なかなかそれが具現化という形にはつながってきませんのが現状でございます。

といいますのも、排水機場を設けるに当たりましての表佐、あるいは栗原との連動の問題、あるいは栗原地区で今現在進められております圃場整備の問題、これらとも絡め合わせながらというような方向性。一方で、泥川へ排水を強制的にしても、泥川がいわゆる堤体の天端すれすれの状態の中で、どこへ一体全体排水するのかというような問題も生じてきます。

一方では、相川に直接というような話も一部ありましたけれども、流域が全然違いますので、それは非常に難しいというようなことも聞いております。そうしますと、泥川の堤体をずうっと下からかさ上げしてこなければ、内水面の水を排水する余地がないわけです。

そういったことも含めて、非常にハードルは高いと思っておりますけれども、ここ3年ぐらい前にそういった実態調査も町のほうで行っております。そういった成果品をもとに、今後とも粘り強く県のほうへ要望を陳情していくということとあわせて、何とか栗原地区の圃場整備の中にも排水関係の延長線として何らかの形で含めていただけたらなあという思いもございます。

今現状はそういうような形でございますので、全く手つかずというようなことではございません。着実にその歩を進めているというようなことで、よろしく御理解を賜りたいと思っております。

議長（栗田利朗君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 一般質問へ入る前に、当議会前に逝去されました衣斐議員の御冥福をお祈りするものでございます。

また、明るいニュースといたしましては、2020年の東京オリンピック、日本で開催されるということで大変おめでたいと、このように思っております。垂井町もスポーツのまちを宣言しております。町民の皆さんのスポーツをまたこれからもよろしくお願ひしたいと、このように思うものでございます。

では、一般質問をさせていただきますが、先ほど議長の許可をいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。

同僚議員が先ほど一部質問しておられますので、私も形を変えた中で質問をしたいと、このように思っております。

まちづくりの柱、都市基盤ということで、道路の幹線道路4車線化を中心に質問させていただきます。

町内の幹線道路におきましては、国道21号線が中心でありますし、また県道、先ほども話がありました岐関等々が中心になろうかと思っております。そのほかにおきましては、県道が7路線、また町道、林道、農道等々中心にこのまちが形成されているということでもございます。

また、道路は、いつも私も言っておりますように、そのまちの顔だと思っております。顔が悪いところでは、やはり道路も悪いという形でもございますもので、よろしくお願ひしたいと思っております。

道路はやはり、皆さん方、文化、生活上、必要不可欠なものと思っておりますし、21号線を見ますと、東は瑞浪市から西は米原市まで、およそ102キロございます。そのうち、垂井町におきましては5キロちょっととなるかと思いますが、未整備区間が4.5キロ等々であろうかと、このように思っております。

ほかの市町村を見ますと、やはり全体が4車線化またはバイパス化になっております。垂井町だけが、まだ事業化もされておられませんし、今の現状の2車線のままということで、いかにも、先ほど申しましたように田舎のまちであるなあと、このように思っております。

先ほど、建設課長が、町長が中部地整、また岐国のほうへ要望されたということでございますが、ぜひともこれら要望をこれから密にして、4車線化に取り組んでいただきたいと思っております。

さきに東海環状の大垣西インターが開設されまして、また名神高速道路の養老スマートインターチェンジが設置されるということで、27年には一部完成というようなことを聞いております。完成によりまして、地域の活性化、また物流網の強化、企業誘致の促進、雇用の拡大、観光事業の促進等々、多目的な効果が期待されると思っておりますし、その反面、先ほど申しましたように渋滞が慢性化し、また緊急時のおくれということがなされると思っております。そうすることによりまして、また生活環境が悪化するわけでございます。先ほど申しましたように、緊急時等々、スムーズに動けるような形で道路管理者等々、国に対し強く要望していただきたいと思っておりますが、やはり今、国道21号線、22号線の岐阜南部横断ハイウェイ整備促

進期成同盟会を初め、国道21号線の岐阜・滋賀バイパス建設促進期成同盟会、また国道歩む会等々の同盟会もあるかと思っておりますが、やはりこれとは別に、先ほど申しましたように、町を挙げて強く要望していただきたいと、このように思っております。

また、名神高速道路の養老スマートインターチェンジが設置されるということでございますが、県道の養老垂井線、都市計画街路の府中栗原線となっておりますが、これらの道路の交通量が増加し、また渋滞が生じてくると、このように思っております。

また、この道路は宮代の庭田交差点からユニチカ西の交差点付近まで、通勤時間帯等々は渋滞が慢性化しておるといような形で、また利用者も大変苦勞しておられるわけでございます。

今議会でおきまして、府中栗原線の拡幅整備検討資料作成委託料が計上されておりますが、これらを一日も早く委託していただき、都市計画審議会等々を経て、県のほうに事業認可、また工事着手を早くしていただきたいと、このようにも思っております。

また、この道路の沿道等々につきましては、垂井の南の玄関口、栗原地区におきましては、圃場整備事業がここ二、三年のうちに事業着手と聞いておるわけでございますし、またこれらについては牧田川用水路等々があります。また、先ほど申しましたように、この事業着手にあわせて用地の先行取得等々をすべきではないか、このようにも思っております。

さきも台風18号によりまして、泥川の止水、また余裕高を残して、ほとんど構造物が満水状態で流れておりましたし、冠水等も下のほうの田んぼにおきましては冠水になっておりました。これらの状況も考慮して、これらの事業を進めていただいたと、このように思っております。

また、宮代の永長地内におきましては、区画整理事業、垂井町におきましては、この地域が区画整理事業では一番区画整理事業がやれるようなところでやれていないというような形でもございます。町が入っていただいて、また町の発展にもなるわけでございますので、これらの事業ともども考慮していただきたいと、このように思っております。

また、当補正予算の中で、離山周辺の開発事業の基本計画策定業務委託料が今議会に計上されております。私は、事業の一体を考えると、一般会計とは別の事業として行っていただきたらと思うわけでございますが、今、一般会計で行うとされております。この事業の今後のあり方等についてちょっとお尋ねしたいと、このようにも思っておりますし、またこの事業につきましては、当初我々に示された面積から半分近く面積が少なくなったというような形でもございます。そのような状況下の中で、また残土等の搬出等々で事業費が膨らんできております。これらをあわせると、工事費は相当高くなってくるのではないかと、このようにも思うわけでございますし、近く海津市での駒野の工業団地での排水の同意が難しいと聞いております。このような大きな事業、町長はちょうど就任されまして10年が過ぎると思うわけでございますが、これらの事業策定業務を中心に、これからの事業推進につきましては、私は執行部が一丸となって、この事業に取り組んでいただきたいと、このようにも思っております。

また、ここまで来られた中には、企業のオファーはあったのか、その辺をお尋ねしたいと思っております。町長の個々の考え方等々についてお尋ねしたいと思っております。以上です。

議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 丹羽議員の御質問に答弁させていただきます。

垂井町を貫く国道21号は、中部圏内陸部の東西の交通を支える主要な幹線道路であり、今後予想される南海トラフ巨大地震など、大規模災害の発生の備えとしても、道路整備は極めて重要であると認識しております。

国への要望活動をとということでございますが、先ほど木村議員への答弁の中でも御説明を申し上げたとおりでございます。今後も国に対し精力的に要望活動を推進してまいります。

次に、県道養老垂井線、都市計画道路の府中栗原線でございますが、平成27年末には養老サービスエリアスマートインターの開通が予定されており、さらには離山企業誘致や牧田川の橋爪大橋架橋構想などにより、今後当町にとって重要な幹線道路となることを見込まれます。このため、今議会において補正予算を計上し、今後の当該道路の整備を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

この道路は、ちょうど現在計画が進められている栗原地区の圃場整備事業の地区を南北に走っておりますので、この事業と歩調を合わせながら道路整備の検討をしてまいりたいと考えております。

また、宮代地区の土地区画整理事業でございますが、過去にも議会にて質問をいただき、お答えをさせていただいております。この宮代の永長、堤、一本杉の地区については、市街化調整区域に指定されており、また農振農用地であることから、なかなか土地利用が進まなかった地区でございます。

しかしながら、昨年10月に一部地権者の方と意見交換会を開催させていただきました。土地の有効活用ができればよいという意見もございましたし、固定資産税が上がるのが心配だといった御意見もございました。やはり事業の実施に当たっては、何らかの利用計画が必要になってくるのではと考えておるところでございます。

いずれにしても、事業の実施に当たっては、地権者の土地利用の意向や事業への同意、農政部局や都市部局との協議を経て市街化区域への編入手続などが必要となってまいります。そういったことについても引き続き調査・研究しながら、事業実現に向けて検討してまいりたいと考えております。

また、町主導でというお話でございますが、事業の目的によって町施行がよいのか、組合施行がよいのか、検討していく必要があると思いますので、過去の実績など、経緯も踏まえながら検討してまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（栗田利朗君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 丹羽議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

1つ目の離山周辺開発事業基本計画策定等業務委託契約の予算計上についてでございます。

議員の御指摘は、この業務を垂井町が一般会計で行うよりも、実施主体となりますものの会計で行うべきものですがということでございます。

本事業は垂井町が推進する事業で、事業主体は県の土地開発公社や町の土地開発公社等を予定しております。事業主体は金融機関から事業費を借り入れ、工事を施行し、垂井町がその債務の保証を行い、事業完了後と同時にその精算を行うものでございます。

借り入れた費用につきましては、利息が発生し、分譲価格に影響いたします。また、事業主体を決定するには全ての事業費を分譲価格で精算するのではなく、事業を推進する立場で、かつ新たに建設された道路・公園等の周辺公共施設を管理することとなる町が負担する分と、用地取得から工事、分譲までの事業を実施する事業主体との立場を勘案して、それぞれの負担を決定する必要があると思っております。

したがって、今回の補正で計上しております基本計画策定等に当たっては、町がみずからできることは町で行うことで、企業が進出しやすい分譲予定価格等を設定できること、分譲面積、また分譲時期、分譲予定価格等の条件を整え、事業主体を決定すること、及び早期において積極的な誘致活動を推進するためをお願いするものでございます。

2つ目の今までに企業の紹介があったのか、どのような広報活動をするのかという質問でございますけれども、金融機関とゼネコンが飲料機関の企業の立地につきまして情報を求められたことや、県庁の企業誘致課と某企業が現地確認に来たこともございます。また、最近では、金融機関を通しまして、2企業が進捗状況などの情報を求めてきたり、物流関係の企業からの紹介を受けたことがあります。

いずれにせよ、分譲予定価格、分譲面積、分譲時期などを示すことができず、前向きなお話ができないのが現状でございます。

これらの誘致活動につきましては、今回補正予算をお願いしています基本計画策定等業務を実施して、これら未定となっている部分や、事業主体を決定した上で岐阜県企業立地ガイドへの掲載や独自のパンフレットを作成し進めていきます。また、既に金融機関や町内の工場会などでもお願いをしていますが、商品としての情報を整えて、県の企業誘致課や経済産業省のサポート機関でもあります企業立地支援センターなどと連携を密にして、さらに幅広く広報活動を行ってまいります。

3つ目の排水同意、事業完成見込み概算事業費につきましては、排水同意につきましては、今回の基本計画策定業務の中で、排水の経路や放流量などを調査した上で、下流河川、水路の管理者と協議を進めてまいります。また、事業完了見込み概算事業費についても、基本計画策定等業務の中で決めてまいりますので、決定後、御報告をさせていただきます。

いずれにしても、早く企業を決定し、造成完了と同時に企業に分譲できることを目標に推進してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員から御質問がありました道路関係、インフラ整備、そして企業誘致、離山開発ということにつきまして、今担当からそれぞれ説明をさせたところでありますが、大きな思いとして、私のほうから申し述べたいというふうに思います。

離山に関しましては、今までも御説明してきましたとおり、面積規模を半分に縮小する中で県との協議をして、県の許可という形の中で進めるという形で進めていくものであります。ここにおきまして、今回お願いをしております基本計画策定業務等において、分譲価格でありますとか、さまざまな条件等が決まってくるものと思います。これらは、事業主体がどこであれ、いずれ必要になるものでありまして、これを事業主体、公社等に委託すれば、その分は当然分譲価格にはね返ってくるというようなことも考えられますので、これを町で持てるのであれば町でペイしていくというような考え方のもと、またあるいは、これから企業にいろんな情報を流していく上でも有効な資料となることから、現在、町単独でこれをやっっていこうという考えでございます。この離山の開発につきましては、時間がかかっておりますけれども、何とかこの着手に向けて頑張っていきたいという思いでございます。

先ほど、冒頭の道路の関係に関しましてもそうでございますけれども、2020年というのが一つの大きな節目というか、先般東京オリンピックの招致が決定しまして、2020年、東京で開催されるということになりました。また、東日本大震災の復興も2020年をめどにある程度進んでおるといような状況も聞いております。そして、東海環状においても2020年の完成をめどにということで、この2020年に向かって国が大きく動いていく状況があります。

ただ、心配なのは財源がある部分、どこかに集中していくのではないかとということでございます。そういったときにあって、やはり今岐阜県の大きな悲願として、東海北陸の4車線化、東海環状西回りの完成による東海環状のミッシングリンクをなくすということ、ここら辺がやはり大きな課題になってまいります。

当町といたしましても、これらを一つの呼び水、追い風として、国道21号の拡幅、あるいは北部バイパスの拡幅等といった事業の中で沿線の開発を進めていきたい、また今回お願いをしております南北を結ぶ幹線、都市計画街路、府中栗原線の拡幅につきましても、調査をすることによって県との協議に持っていきたいと、都市計画街路の変更を打っていきたいというような思いでございます。

一つの大きな、やはりこれから活力を生む大きな流れができてくるものというふうに思いますが、これにしっかりと対応していける運用をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（栗田利朗君） 3番 安田功君。

〔3番 安田功君登壇〕

3番（安田 功君） きょうは、2つ質問をいたします。

1つは、協働のまちづくりについて、もう1つは、原子力利用の将来についてであります。

この協働という言葉でございますけれども、本日の答弁の中にも何度も出てまいりましたけ

れども、百科事典にありました。プリントしておりますので、ちょっと読みます。

協働、Coproduction、またはcooperationとは、複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。コラボレーション、またはパートナーシップともいう。

協働の概念は、アメリカのインディアナ大学の政治学教授ヴィンセント・オストロムが、ヴィクター・フクスの研究に触発されて、1977年、その著作の中で主要概念として、Co-productionという用語を用いたことで生まれました。

要するに、これは日本でできたのではなくて、海外の著作の中で使った言葉を翻訳したものであるということらしいです。

この協働の概念ですけれども、近年では、日本の地方自治の分野で、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして唱えられている概念の一つである。例えば、地域の課題解決に向けて行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをする。または、協働した方がサービス供給や行政運営上の効率がよいとされる場合に、協働のまちづくりが推進される。

およそ、まちづくりにおける協働の主体は市民である。一般的には、行政と市民という表現もなされることも多い。ただし、市民とは必ずしも地域住民に限定されるものではなく、NPOを初め企業などの企業市民も含まれ、また地域の一員という意味では、行政もまた行政市民という名の市民である。

議長（栗田利朗君） 安田議員、通告書に従って簡潔に質問してください。

3番（安田 功君） 済みません。

このような概念をもとに、協働は責任と行動において、相互に対等であることが不可欠であり、行政も地域の一員として、市民の目線で協働に携わることが望ましいとされる。

ゆえに、協働とは、あらゆる市民が相互に連携し、主体的にまちづくりに寄与していくことが本義であると言える。

以上のような概念を踏まえてお尋ねしていくわけですが、まず最初に、まちづくりは具体的に誰と誰が何をするのか、ここをお尋ねしてまいりたいと思います。

垂井町は、まちづくり基本条例において、その第7章で協働のまちづくりの推進を掲げ、住民は良好な地域社会を形成するように努力し、まちづくり協議会を設置することができること、町長がまちづくりセンターとまちづくり審議会を設置することを規定している。

ここでいう住民とは誰なのか、またはどのような人を言うのか、具体的に何をすればよいのか。また、行政は具体的にどのようにかわるのか。このところを町長のお考えをお聞かせください。

なぜ住民と行政は協働するのか。住民だけで、あるいは行政が単独で進めてもよいのではないのでしょうか。あるいは、そのほうがよいのではないのでしょうか。

また、住民と行政は協働して何を指すのか、目標とすべきは何か、これを教えてください。

また、さらに協働のまちという完成形はあるのか、何がゴールなのか。地域活動に積極的ではない住民も多くいるが、どうするのか。さらに、誰が中心となってこれを進めていくのでしょうか。実は行政主導で進めるべきであると私は考えますが、いかがでしょうか。

地域住民は、今まででも多くの活動にそれぞれ参加し、さまざまな事業を行ってきました。今後、協働でまちづくりを進めるに当たっては、行政の側が住民の提案に耳を傾ける必要があると思います。大きな変革が求められるのは行政の側であると考えますが、いかがでしょうか。

従来の行政は、何々協会やいろんな団体をたくさんつくり、そこに補助金を出して、いろいろな事業を進めてきました。どの事業も一律で、一様で、必ずしもその地域の現状に合っていない場合もある。しかも、多くの団体が高齢化と担い手不足に悩む状況で、今後どうしていくのでしょうか。

地域住民と行政が協働でなすべきことは、地域の課題が何か、地域の住民と行政がどうあるべきかを話し合うことであると考えます。そのような場をぜひともつくる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

基本条例第22条で、住民は自治会、ボランティア団体などへの参加を通じて、お互いに助け合い、地域の課題解決や共通の目標達成に向けて行動するため、良好なコミュニティを形成するよう努めるとあります。また、その3つ目に、議会と行政は協働のまちづくりを進めるため、コミュニティ活動を尊重するとともに、必要に応じて支援を行いますと書いてあります。

全くすばらしい内容で、これが本当に進めば、本当に幸せな、住民にとって本当によいまちづくりができると私は大いに期待をしているところであります。ただ、これは私の考えではありませんけれども。

それぞれ住民と行政が取り組むべき課題ですけれども、特に住民は、今まで自主的な活動をするということが大いに苦手であったような気がいたします。自分みずから活動することがほとんどなく、大体は言われたことをしようがなくやってきたというような経緯があるのではないのでしょうか。または、多くの住民にとって、まちづくりなどというものは余分なものであるという考え方も一方であると思います。

議長（栗田利朗君） 3番 安田功君に申し上げます。

ただいまの発言は質問通告の範囲を超えていますので注意いたします。

3番（安田 功君） どうも済みません。

そこで申し上げたいのは、住民の側も行政の側も、この協働のまちづくりを進めるためには大いに変わらなければならないという点でございます。

さきにも申し上げましたが、先に大きく変わらなければならないのは行政である。この部分について、特にお伺いをしたいのであります。もちろん、住民も変わらなければなりません。行政も変わります。議会も変わる必要があるかもしれません。その道筋をどうしてつけていくのか、行政の側のお考えをお聞きしたいと思います。

ここに、垂井町まちづくり基本条例（平成24年4月）、全ての住民がこのまちに出会えてよ

かったと思えるような幸福度の高い自立した協働のまちの実現を目指してというパンフレットがございます。これです。

その中に、まちづくり基本条例のイメージ図というのがありまして、その下のほうに協働のまちの実現を目指しましょうということで、除雪を例にとって……。

議長（栗田利朗君） 3番 安田君に申し上げます。

先ほど注意しましたが、発言がなお質問通告の範囲を超えています。したがって、会議規則第46条第2項の規定によって発言を禁止します。

3番（安田 功君） ただいま議長から発言を禁止されましたので、これで終わりますが、御答弁のほうは何とぞお願いをいたします。

議長（栗田利朗君） 先ほどの3番 安田君の発言の中で、質問通告の範囲を超えている部分がありました。執行部においては、その部分について答弁を保留しても構いません。

企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 安田議員の1点目の協働のまちづくりの中で、事前に通告を受けております内容について、御答弁をさせていただきたいと思います。

なお、1番目から7つまで、1問目のまちづくりは、具体的に誰と誰が何をするのかから、どのように進めるのか、そこまでの関係につきましても、一つ一つに関連性がございますので、2つの視点に立って御回答申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、まちづくり基本条例が目指すもの、それから目指してきたもの、それから必要性について触れたいと思いますが、まちづくり基本条例とは、御存じかも知れませんが、まちづくりの基本原理や行政の基本的ルールなどを定めた垂井町の最高法規とされております。自治の仕組みや、あるいはまちづくりの基本原則を具体的に規定いたしまして、条例という形で法的根拠を持たせたものでございます。いわゆる町民憲章とは根本的に異なりまして、また5次総にいいます基本構想や基本計画とも位置づけが異なっておるものでございます。

条例制定に当たりましては、先ほども議員からこちらのパンフレットを掲げていただきましたが、これの最終ページにありますとおり、十数回に及ぶ策定委員会の皆さんや自主学習会が協議を重ねられ、住民主体による条例案が町長に提出されたところでございます。それ以降、平成22年の3月の町議会で可決をされ、住民の皆様様の周知期間を経て、23年4月1日から施行されたということは言うまでもございません。

さて、さかのぼること平成20年の6月になりますけれども、第1回の策定委員会の折になりますけれども、自治基本条例を必要とする2つの理由について、町長は次のように述べております。

その第1は、地方分権が大きく進む中、自治体がみずから主体性を持ち、自分たちの思いで魅力ある住みやすいまちをつくり出していくことが必要だということが1点でございます。それから、もう1つ述べられておりますが、総合計画でも明らかとなっており、まちを取り巻く社会

環境、あるいはまちに暮らす住民の意識が大きく変わり、またライフスタイルが個別化、多様化してきたことを踏まえ、従来の議会、あるいは行政が中心となったシビルミニマムの町政の見直しが必要となったことであると、このように申し上げておるところでございます。

特に2つ目の理由に関連いたしまして、まちづくりに絡む時代背景についても少しここで触れたいと思いますが、都市化社会から都市型社会、または成熟社会への移行が掲げられるのではないのでしょうか。これは、さきの午前中の議員さんの答弁の中で町長も少し触れておりますが、いわゆる高度成長を背景に、新市街地に対して都市化を進めた時代から、都市を守り育てていく時代に移り変わってきているというのが近年に見る大きな変化でございます。

都市化に向けた時代は、全国の高度成長を支えるための画一的な対応が求められておったわけでございますが、法律という全国画一の基準によって都市づくりが行われてきたところでございます。

しかしながら、成熟社会においては、いろんな多方面に及ぶ生活の形態、あるいは価値観がある中で、多様な要請・要望が出てくるようになりました。画一的なものと、行政で対応していくことは可能でございますけれども、多様化した要請に応えようと思うと、それはもう行政の対応では限界が見えてきたということでございます。

周知のとおり、垂井町では行財政改革を進めておるところでございますが、また町長のマニフェストにおいても、以上の問題意識については明確に述べられておるところでございます。御存じのとおり、第5次総合計画の重要な項目としても、条例の制定については掲げられております。

したがって、今後の垂井町におけるところのまちづくりにつきましては、住民の皆さんと行政がそれぞれの責任や役割をお互いに認識し、緊張感を維持しながらも信頼し合って、住民と行政が連携して取り組んでいくことが極めて重要であるということを我々も理解すべきではないかというふうに認識をいたしております。

そして、それがためにも垂井町のまちづくりの基本となる理念、あるいは原則、それから制度を文章化いたしまして、また広く周知することで確固たる町政運営の骨子をつくる必要があったと、そのように私は認識をいたしております。

これによりまして、首長など町民を代表する人が変わってもまちづくりのルールは継続されていくこととなり、世代を超えて町民の信託に応えるまちづくりが町長や議会議員、あるいは行政職員の手によって、またその時々多様な住民の参画を通してまちづくりが実現されていくものと、そのように考えております。

しかしながら、先ほども言っていたとおりですが、条例制定により先進的なまちづくりを進めておる自治体がある一方で、制定を断念した自治体もございます。その理由には、議員もおっしゃっていただいておりますが、総合計画があるではないかといった点やら、それから住民の機運が盛り上がっていないではないか、また必要性は認めるが時期尚早ではないかなど、実にさまざまな理由があることも事実でございます。

こうした意見や、そしてまた議員御指摘の項目に関しましても、大なり小なり今日まで私の耳にも届いております。パンフレットの7ページの附則に、この条例は23年4月1日から施行とございますが、当時、策定委員会の皆様の中でも、住民、議会、行政の周知期間については種々議論があったそうでございます。今日に至りながらも、その周知が不足していることに、私どもも深く反省しなければならないと思っておりますが、その一方で、まちづくり基本条例ということで、特定の政策について規定された条例ではございませんので、非常に直接的な効果がわかりづらいといったところがあることも理解をしていただきたいと、そういう側面があるというのも事実でございますので、そういったことで御理解賜りたいと思っております。

なお、引き続きの周知は無論のこと、協働のまちづくりを推進していくという共通意識を深めていけるように、今後とも努力をしてみたいと思っております。

そしてまた、基本条例は、その制定自体が最終の目的ではございません。いかにしてこの条例を生かしながら使っていくかが重要とも考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、実は行政主導ではないのかと、大きな変革が求められるのは、むしろ行政側にあるんじゃないかといったお尋ねでございますが、議員おっしゃられますとおり、行政が住民目線となって住民の提案に耳を傾けるといった広聴の機能については、大変重要であると考えております。これから、今後においても広くあらゆるチャンネルからの広聴に努めるとともに、住民との情報共有化のために発信についても積極的に取り組んでまいります。

また、大きな変革が求められるのは、行政のみでなく、議員みずからもおっしゃっていただきましたが、住民の皆様にもまちづくりの観点から意識改革をお願いできればと、そのようにも思っております。住民と行政の合意による変革、改革を協働により進めることで、まちづくりの目指す先が見えてくるのではないかと、そのように考えておりますので、この点についてもよろしくお願ひしたいと思います。

それから、行政のお願ひと補助金で地域はもはや動かないと思うが、いかがかといったお尋ねでございます。

御存じのとおり、平成24年度において各地区まちづくり協議会が設立されました。この団体、各地区の協議会においては、垂井町まちづくり基本条例の第24条に基づき、住民は協働のまちづくりを推進するため、まちづくり協議会を行政と協働して設置されたものでございます。そして、各まちづくり協議会には、今年度交付金という形で助成をしておるところでございます。各地区協議会において、地域の課題や解決に向けた事業を展開していただいております。

また一方で、まちづくりは人づくりともよく言われておりますとおり、まちづくり協議会の事業を通して、少しでも多くの方々と一緒に活動することで担い手は育っていくのではないかと考えております。

今後におきましても、各地区協議会が交付金を活用し、創意工夫されたまちづくり事業が展開されるよう期待するとともに、行政におきましても各地区協議会と引き続き連携しながら、協働のまちづくりを目指してまいる所存でありますので、よろしくお願いをいたします。

最後になりましたが、地域の課題について、行政と住民が対等に話し合う場所が必要ではないかというお尋ねでございますが、議員御承知のとおり、7地区のまちづくり協議会が平成24年の10月以降に発足いたしました。また、各地区まちづくり協議会の連絡会も本年度に入りまして設置したところでもございます。住民に近いところで地域の課題をまちづくり協議会において主体的に考えていただき、対応、解決を進める組織体として設置されたものでございます。その解決が困難な課題につきましては、まちづくり協議会を通じて行政との協働により解決につなげていこうとするものであります。

それがため、御存じのとおり、23年の4月からはまちづくりセンターを公民館の1階に設置いたし、住民と行政の橋渡しをし、現在、双方向による情報の共有に努めておるところでもございます。

今後とも、住民の皆様、そしてまた自治会、ボランティア団体などとの連携により、より良好なコミュニティ形成に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、これまでの経緯や取り組みを交えながらの答弁とさせていただきます。今後とも、まちづくり推進につきまして、絶大なる御理解、御協力を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） 7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 最初の質問に入ります。

職員の教育はどのようにされているかという題であります。

町民の方が役場へ用事に来られますと、大変庁舎内が暗いという感じを受けますと、そういう声が私どもに届きまして、職員は上司の顔を見て仕事をしておるんかというお話もあります。そういう点で、来庁者に対して、各課ごとにお客さんが見えたら、おはようございます、こんにちは、いらっしゃいませ、ありがとうございました、それぐらいは言えないんでしょうか。そこをお聞きします。

それから2番目、平成25年度の確定申告時における垂井町職員のパスワード不正利用についてであります。

町長は、6月の全員協議会の席なのか、違う席なのか、ちょっと私も記憶がはっきりしないんですが、町の職員がパスワードを借りて第三者の情報をのぞいたので、町は直接町民に迷惑をかけたのではないから、職員の名前を公表することにしなかったという発言をされました。パスワードを借りた職員は、停職3カ月の処分をされたとの報告でした。

その後、このように8月1日付で中日新聞に、権限のないのに税務作業という大きな見出しで書かれております。2013年8月1日の中日新聞には、停職処分を受けた職員は、確定申告

期間、2月から3月の間に知人からの依頼を受けて確定申告の事務作業を行ったと書かれております。8月2日には、ほかの新聞、岐阜新聞とか毎日、朝日新聞にもこの報道がなされましたし、NHKのテレビ報道もあったという話を聞いております。私はそのテレビはちょっと見ていなかったのでもわかりませんが、そのような事件があって、町民の中から何をやってんだという意見も聞かれますし、議員もしっかりこの事件について究明してほしいという声が町民から数多く聞こえてきました。

新聞に内部告発がされたことは、やった人に対する怒りなのか、それとも町執行部に対して、この処分の仕方ではトカゲの尻尾切りだということなのか、私にはわかりませんが、そこら辺を含んでおるのではないかというふうに思います。やった職員は、住民サービスだと思って作業したと言っております。

税法50条、国税局長（地方税については地方公共団体の長）は、租税の申告時期において、またはその管轄区域内に災害があった場合、その他特別の必要がある場合においては、申告の期間を限り、かつ租税を指定して、無報酬で申告等の作成及びこれに関する課税標準等の計算に関する事項については、相談に応ずることを許可することができる。ただし、その許可を受けすることができる者は、地方公共団体の職員及び公益社団法人または公益財団法人、その他政令で定める法人、その他の団体の役員または職員に限る者とするというふうに規定されております。

それから、第52条では、税理士または税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならないという規定もあります。

そこで質問をしておきます。

この件に対する税務申告が正しく行われたかをお聞きします。また、このとき誰がチェックをしたのか、そこもお聞きします。

といいますのは、真面目に税務申告されておる町民の方については、これが不正にやられたなら、私らはまともに税を納めておるのにどうということだという意見もありますので、申し添えておきます。

それから、税務署の臨時職員として何人の垂井町職員が携わっていたのかをお聞きします。また、パスワードを不正に利用した人は、垂井町長の任命、臨時税務署署員とされていたのかをお聞きします。

個人情報が入っている電算情報を無断で使ったというのが問題であります。このように、垂井町職員がパスワードを借りて個人情報をのぞいて、町民の情報を勝手に操ることもできます。これは、やはり情報を左右されるという問題が出てきますので、これは重要な問題が含まれておりますね。

このことに対しては、町民は不利益になります。町長は、新聞では第三者に不利益を受けていないから説明しなかったという話がありますので、よく耳に記憶しておいてください。

電算システムは、間違いなく垂井町民の財産です。町所有の自動車もそうですし、文化会館、

公民館等、もろもろの町所有のものは皆さん町民のものなんですよ。そこをはっきり確認しておいてください。

この行為は、地方公務員法第29条に抵触し、垂井町例規集条例に抵触します。これは間違いなく僕は犯罪だと思います。

地方公務員法第29条、職員が次の各号に該当する場合においては、これに対して懲戒処分として戒告、減給、停職、または免職の処分をすることができる。

1号、この法律もしくは第57条に規定する特例を定めた法律またはこれに基づく条例、地方公共団体の規則、もしくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合。2号、職務上の義務に違反し、または職務を怠ったもの。3号、全体の奉仕者たるふさわしくない非行のあった場合。

2項、職員の懲戒の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならない。

垂井町例規集の中に、垂井町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例が規定されています。また、垂井町職員懲戒取り扱い規則もあります。

そこで、垂井町職員懲戒審査会はいつ開かれましたか。何回開かれましたか。審査会のメンバーは誰と誰ですか。この懲戒審査会の報告書は垂井町長に報告されていますね。

私が情報公開で請求しましたが、この議事録ははまだ開示されておられません。2週間たないとはっきりしないんだそうですが、まだ2週間たっていないので、そのかわり審査会の中身は私のほうではさっぱりわかりません。

それから、やられた人の税務申告は、住民税か所得税か消費税なのか、何税なのかお聞きします。

パスワードを借りて電算システムを開けた職員は、推察するには大変反省していると思われます。我々議員は全員協議会の中で、その席で、何回も言いますが、町長はまず最初に迷惑をかけたわけではないから公表しませんという説明であった。議員の中では、その職員は誰か、いまだにわかりません。審査会の席で、降格処分の話は出てこなかったのか、町長は降格処分について話されたのか、どうなのかをお聞きしておきます。

それから、このような行為は本当に垂井町民の信頼を裏切ったことになりますので、僕は本当に町民は怒ると思うんですね。それからパスワードを渡した人も、私自身は停職にすべきやなかったかなという思いがありますが、懲戒審査会の席上ではどういう判断をされたのか、それをお聞きしておきます。町長はそのとき、その貸した職員に対してどのような判断をされたのか、それもお聞きしておきます。

それから、町民から確定申告をやってくださいよと言われてましたら、これから垂井町の職員は進んでやられるんですか、それもお聞きしておきます。

それから、新聞に書かれている知人とは誰なのか、教えてください。全然これも発表されておられません。この知人の中には、一般町民、町職員、公人、誰を指しますか。何人の人を知人

と言うておるんですか、それもお聞きします。

それから、依頼した町職員なら、やはりパスワードをあけてやった人も処分を受けておるんだから、依頼した人も当然処罰を受けるべきではないかなと。ましてや公人なら当然辞職すべきであると考えますが、町長はどういうふうに判断されたのか、それもお聞きしておきます。

この事件については、私自身も大変難しい質問だったと思います。どうか町民にわかりやすく、易しい言葉で答えていただきたいと思います。以上で終わります。

議長（栗田利朗君） ただいまの吉野誠議員の質問の中で、処分の軽重や懲罰者の個人的な事項に関することがありました。これらは町長の純粋な執行権に属することであるので、執行部においては、その部分について答弁を保留しても構いません。

総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 吉野議員の2つの質問につきまして……。

〔発言する者あり〕

いえ、私のほうからやらさせていただきます。

〔発言する者あり〕

処分の関係は私のほうで……。

〔発言する者あり〕

それはまた後ほど税務課長に答弁させますので。

それでは、職員教育について答弁させていただきます。

こちらの質問につきましては、職員の来庁者の方に対する挨拶ができていないという御質問でございます。確かに一部の職員のちょっとした心遣い、あるいは気遣いのなさによりまして、本来に来庁者の方に不愉快な思いをさせているようであるわけございまして、そういったことにつきましては、常日ごろ大変残念なことであるというふうに認識をしております。当然職員教育等につきましては、さきの6月の議会のときにも一般質問がございました職員の研修計画を持っておりまして、その中で接遇等の研修も行っていく予定をしておるわけでございますが、しかし研修だけにとどまらず、やはり常日ごろ職員に対しましては笑顔で町民の方に挨拶ができるようにということで、日ごろから挨拶の励行を呼びかけておる、今後もそういったことをさらに強化していく必要があるというふうに思っておりますので、その点につきましては、今後そういうような対応でさせていただきますので、よろしく御理解をしていただきたいと思います。と存じます。

それから、次に平成25年度の確定申告における垂井町の職員のパスワードの不正利用という御質問でございます。

通告に基づいて回答させていただくわけでございますが、吉野議員の質問の中には、通告書より若干ほかにそれる部分ございまして、その部分につきましては、通告書に掲載しておりませんので、通告書に沿って答弁をさせていただきます。

先ほど吉野議員は税務課のほうからということでしたが、私のほうから最初答弁させていただき、その後税務課からも答弁させていただきたいと存じます。

それでは、私のほうからの関連する部分の答弁でございますが、まず第1点目でございますが、審査会の件でございます。いつ開かれたか、何回開かれたかという御質問でございます。

この件につきましては、懲戒処分審査会という名称でございました。メンバーにつきましては、副町長、総務課長、企画調整課長、生涯学習課長の4名で構成しておるわけでございます。そして、この審査会につきましては、平成25年の4月23日に1回開催をさせていただきました。

当然、この審査会につきましては、町の顧問弁護士の意見も参酌しながら懲罰について審議したわけでございますが、結果につきましては、翌24日に町長に報告したところでございます。

それと、次にパスワードを借りた職員の特定、それから降格処分にしなかった理由、それからこの被処分者が課長になることはありませんねといった質問でございますが、こちらにつきましては、先ほど議長からもございましたように、執行権に属することでございます。したがって、この部分の発言につきましては留保させていただきます。

次に、パスワードを渡した職員の件でございますが、どうして同じ処分にしなかったかという質問でございますが、処分につきましては町の執行権に属することでございますので、こちらにつきましても留保させていただきます。

次に、書類作成といいますが、知人の特定でございます。こちらにつきましても、議員も御存じのように、議員も長年議員をやっておられまして、今までこういった議会において、個人を特定するような発言をすることにつきましては厳に慎むように運営されていた経緯にあるということと存じ上げておりますし、議員もその辺については十分認識をされておることと思います。それと、やはりその個人の特定をするということにつきましては、人権及び個人情報保護の観点、並びに懲戒処分等の公表の基準からも、やはりこれは申し上げられる事項ではございませんので、先ほど議長が申しましたように、この部分につきましても留保させていただきます。

ただし、当該職員が処理した人数につきましては15人であると認識しておるところでございます。

次に、依頼した町職員なら、この処分はどうするのかという部分でございますが、こちらの部分につきましても、町の執行権に属することございまして、こちらの部分につきましても留保させていただきたく、保留とさせていただきます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 税務課長 中村桂君。

〔税務課長 中村桂君登壇〕

税務課長（中村 桂君） 吉野議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず1点の税務署の臨時職員として何人の職員が携わっていたかという御質問でございますが、確定申告は1年間に得た所得とそれに対する税額を計算して、期限内に納税地の所管税務

署長に提出し、税金の精算をするための大切な手続であります。

垂井町においても、所得税の確定申告受け付け期間におきましては、役場、地区公民館、文化会館の公共施設において、確定申告の申告書を受け付けしております。この確定申告の受け付け事務を実施するに当たり、事前に名古屋国税局長宛に臨時の税務書類の作成等をする者として申請の許可を得ております。垂井町において、平成25年の確定申告受け付け事務に携わった職員といたしましては、17名の職員を申請し、許可を得ております。

次に、パスワードを不正に利用した人は臨時税務署署員になっていたのかという御質問ですが、臨時の税務書類の作成等をする者としては許可されていませんでした。

次に、不正によって申告された申告書は正しい申告書かの質問でございますが、支援によって作成された書類は、税務課において、税務課職員により、全ての書類については記載事項及び添付書類の十分な精査を実施し、適正な申告書として送付をしております。

次に、税理士法違反ではないかという御質問でございますが、許可を得ていない者が他人の申告を支援したことについては、関係官庁と協議して調査中でございます。

次に、税務申告は住民税か所得税か消費税なのかどれですかの御質問ですが、確定申告を実施するため、臨時の税務書類の作成等をする者の申請においては、取り扱う租税を指定することとされています。垂井町においては、所得税を指定し申請をし、許可を得ております。また、確定申告期間中におきましては、あらかじめ税務署に申請した所得税の確定申告とあわせて町民税の申告を行っております。

次に、町民から職員へ確定申告の依頼があった場合、していただけますかの御質問ですが、所得税の確定申告は、通常2月16日から3月15日までの期間、受け付けをしております。申告期間内であれば、役場3階において確定申告の受け付けを実施しております。また、各地区公民館及び垂井町文化会館においても、受け付けできる日は限定されますが、確定申告の受け付けを実施しております。

また、申告受け付け期限を過ぎた場合においては、臨時の税務書類の作成等をする者として許可された期間外であり、職員が確定申告の受け付けをすることはできません。この場合においては、税務署において確定申告をすることになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 今、税務課長が言われました確定申告期間中、普通2月15日から3月15日までやけど、その間なら受け付けるという話ですが、町民から頼まれたらやっていただけるんですか、やるんですか。

〔「できません」と呼ぶ者あり〕

できないんでしょう。そうすれば、確定申告で許可を受けていない人がやった場合、それはどうなのかという話をこれからするんですよ。わかりますか。わからん。ちょっと勉強してき

てくださいよ、本当に。議員たる者はもっとしっかり勉強しないとだめですよ。

〔発言する者あり〕

言うてくるから答えておるんだ。

議長（栗田利朗君） 吉野議員、質問してください。

7番（吉野 誠君） パスワードを不正に利用した人は、町長から任命されていないというお話で、15名の方がされたと、そういう答弁でした。それから、町の執行権に絡んだ話だから、知人の話は留保しますと、そういう話をされるんですね。それから、審査会の議事録も私は何も見ていないし、それから依頼した町職員は処罰はどうするのか、これは執行権の範囲内だから、これも留保やと。公人なら誰なのかという話を聞いても、これも留保なんだと。

これは、垂井町がやっておることがいかんということ把握していないと思うんですよ。このままこういうことをやってれば、5年、10年先にまた出てくる話なんですよ。だから、これは僕はしっかりやるべきだというふうに思いますが、そこで何もしゃべってくれませんかから私も言いにくいんですけど、6月11日に私のほうへはがきでこういう文書が来たんですね。内部告発なんです。このときには、6月11日だったから、この内部告発は名前は書いてありません。だから、この話は何も書いていないものはするわけにはいかないというお話で思っていました。しかし、ほかの職員が、誰かはわかりませんよ、中日新聞宛にこういう告発文を出されて、流されたというふうに思います。それから、もう1つは、ここに内部告発の文言が書いてあるが、ずうっと書いてあるんですね、詳しく。その中に、肩書と名前を書いた人が上がっておるんですよ。

〔発言する者あり〕

だから、それで問いただすんですが、これから。それで……。

議長（栗田利朗君） 吉野議員、通告書に従って、簡潔に質問してください。

7番（吉野 誠君） それで、ここまで来た以上は、私もこの告発文について、肩書のある人について、名前は出しません、肩書だけ言わないかなと思うんですね。誰か私はわかりませんが、書いていないけど、これについては、やはり内容は確認できませんけど……。

議長（栗田利朗君） 済みません、しばらく休憩します。

午後3時03分 休憩

午後3時35分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

再質問を簡潔にお願いいたします。

7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 大分、質問に対して私も高揚していましたので、1つ聞くのを忘れておりました。

審査会のメンバーの中に総務課長が入っておるというお話でした。電算管理のほうも総務課

の職員であります。そうすると、審査会のメンバーの中には総務課長は辞退をされてやるのが本当ではなかったかなという思いがあります。

といいますのは、どんな裁判でも、身内の方が裁判に絡んだら、裁判官は辞退をするという規定がありまして、これは当然、垂井町もそうすべきだったと思います。

それから、誰かという話は、町長にお聞きしますけど、幹部職員でよろしいでしょうか。

それから、この審査会の留保、全て留保だという話ですので、僕は町長はこのような不祥事を審査会のメンバーと一緒にあって、この事件を隠蔽したのではないかというふうに思います。このこと自体は、垂井町民を愚弄するということで思っております。

よって、この際、垂井町長も辞職してもらって、町民に信を問いてもらいたいと思います。答弁、よろしく願いいたします。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 吉野議員の再質問にお答えいたします。

私、総務課長でございますが、電算管理者を兼ねておりまして、その懲戒審査会に入っていることについて、加わるのはおかしいという質問でございますが、こちらにつきましては、当然それぞれ会議、会議ごとに、それぞれ人格を変えて出席しておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

それと、その対象者の中に管理者がおったかということでございますが、そちらにつきましては、個人情報保護の観点からも答弁は差し控えさせていただきます。以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 吉野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

辞職をすべきという発言でしたが、現時点でその意思は全くございません。

議長（栗田利朗君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時 38 分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 安 田 功

会議録署名議員 角 田 寛

